平成19年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成19年6月26日(火曜日) 午前10時00分開会

第1 会議録署名議員の指名(4名) 第 2 会期の決定 行政報告 第3 町政執行方針、教育行政執行方針 第4 議案第39号 監査委員の選任について 第5 第6 議案第32号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について 第7 議案第33号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)について 第8 議案第34号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)につ いて 第 9 議案第35号 平成19年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について 第10 議案第36号 訓子府町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について 第11 議案第37号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について 第12 議案第38号 訓子府町土地開発公社の解散について 第13 一般質問

出席議員(10名)

1番	橋	本	憲	治	君	2番	西	Щ	由身	€子	君
3番	上	原	豊	茂	君	4番	河	端	芳	惠	君
5番	I	藤	弘	喜	君	6番	松	浦	啓	博	君
7番	佐	藤	静	基	君	8番	Щ	本	朝	英	君
9番	Ш	村		進	君	10番	小	林	_	甫	君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	_	春	君
総 務 課	長	山	田	日 出	夫	君
企画財政課	長	佐	藤	正	好	君
町 民 課	長	Ξ	好	寿一	郎	君
福祉保健課	長	佐	藤	純	_	君
農林商工課	長	山	内	啓	伸	君
建設課	長	竹	村	治	実	君
水 道 課	長	竹	村	治	実	君
施設車両課	長	竹	村	治	実	君
教 育	長	小	野		茂	君
教 育 管 理 課	長 長	小 平	野 塚	晴	茂 康	君君
				晴 明		
管 理 課	長	平	塚		康	君
管 理 課社 会 教 育 課	長 長	平 佐	塚 藤	明	康 美	君 君
管 理 課 社 会 教 育 課 教 育 委 員	長 長	平 佐 白	塚藤崎	明 隆	康 美 誠	君君君
管 理 課社 会 教 育 課教 育 委 員農 業 委 員 会	長長長員	平佐白鳥	塚藤崎山	明 隆 勝	康 美 誠 見	君君君君
管 理 課社 会 教 育 課教 育 委 員農 業 委 員 会監 查 委	長長長長員長	平佐白鳥四十	塚藤崎山物	明 隆 勝	康美誠見雄	君君君君君

職務のため出席した事務局職員

 開会の宣告

議長(橋本憲治君) 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから、平成19年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠を報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

上野社会教育課業務監から本定例会を欠席する旨の報告がありました。

開議の宣告

議長(橋本憲治君) 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

諸般の報告

議長(橋本憲治君) 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長(小野良次君) 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が8件です。 そのほか選挙が2件、請願が1件、報告5件のほか、議員の派遣についての議決がありま す。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長(橋本憲治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番、西山由美 子君、3番、上原豊茂君、4番、河端芳惠君、5番、工藤弘喜君を指名いたします。

会期の決定

議長(橋本憲治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月29日までの4日間といたしたいと思います。これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決定いたしました。

議員、説明員の皆さんに申し上げます。議場の室温が上がってくると思われますので、 上着を脱ぐことを許可いたします。説明員の方も遠慮なさらずに上着を脱いでください。

行政報告

議長(橋本憲治君) 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際発言を

許します。

町長。

町長(菊池一春君) おはようございます。

ただいま、議長からお許しをいただきました行政報告に先立ちまして、本定例会の招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお 礼を申し上げます。

さて、本定例会に提案してまいります概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、人事案件についてでございますが、識見を有する監査委員1名が本年7月16日 をもちまして任期満了となりますことから、この監査委員の選任についてご同意をいただ きたく提案をさせていただいているところでございます。

次に、条例の制定でございます。機構改革の実施に伴う訓子府町事務分掌条例の一部を改正する条例を。また、職員の勤務時間の見直しに伴う職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をそれぞれ制定するため提案させていただいております。

次に、各会計予算案についてでありますが、本年度の当初予算につきましては、ご存知のとおり、統一地方選挙の年でございまして、いわゆる骨格予算の性格となっておりますので、今定例会には一般会計をはじめ、各会計につきまして政策的な予算を中心に提案をさせていただいているところでございます。

一般会計につきましては、総額1億9,324万3,000円の追加補正を。さらに、 国民健康保険事業特別会計につきましては、総額で1,648万5,000円の追加補正 を。老人保健特別会計につきましては、総額2,348万8,000円を。さらに、水道 事業会計につきましては、支出で417万6,000円の追加補正をそれぞれ提案させて いただいているところでございます。

次に、今後も大規模な公共用地との先行取得が見込まれないということから、訓子府町 土地開発公社の解散につきましても提案をさせていただいております。

次に、報告についてでありますけれども、平成18年度の一般会計予算の介護保険システム改修事業ほか、2事業。平成18年度介護保健事業特別会計の介護保険システム改修事業をそれぞれ平成19年度に繰り越しましたのでご報告を申し上げる次第でございます。

また、訓子府町土地開発公社の経営状況報告及び訓子府町国民保護計画の策定につきましても、報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、各担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろ しくお願いを申し上げまして、本定例会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。

本定例会の行政報告は、1番の降電等による農作物被害について、2番の北海道ちほく 高原鉄道株式会社の清算について、3番の第4次訓子府町行政改革大綱の策定について、 さらに4番の民生費指定寄付金について、同じく5番の総務費指定寄付金についての5本 の行政報告をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の降雹等による農作物の作物被害についてでございます。

ご存知のとおり、去る6月21日の正午過ぎでございますけども、降雹・集中豪雨によりまして農作物に多大なる被害が生じましたので、その結果について、私どもが今把握している状況をご報告をさせていただきます。

町及び農協では、6班の班編成を行いまして、雨が強かったとされる地域を中心に、ほ場巡回及び実践会長などからの聞き取り調査などにより状況の把握に努めているところでございます。

その結果、西富地区・清住地区に被害が集中しておりまして、玉ねぎを中心に、現時点では約70ヘクタールの降電・冠水被害があり、一部については天候など、今後の経過によっては廃耕を余儀なくされるという深刻な状況となっているところでございます。

現在、個別調査を農協中心に実施しているところでございますけれども、自己申告も含めて、さらには被害が膨れ上がってくるのではないかという状況でございます。今回、報告いたしました被害面積は流動的でございますから、また、今後の天候によって適確な防除が実施できれば、ある意味では被害を最小限に食い止めることができるということも可能性も含めて認識しているところでございます。

今回、農業被害を受けられた農業者に対しましては、心よりお見舞い申し上げますとと もに、今後の作物の回復を切に願うところでございます。

私自身も金曜日の夕方から、さらには土曜日早朝から夕方まで被害田畑や、あるいは箇所を見て歩きましたけれども、このような降雹被害というのはまれに見ると言いましょうか、過去にはそんなに例のなかった状況ではないかというふうにして心を痛めているところでございます。

以上、緊急に実施した農作物の被害報告を申し上げましたけれども、今後、JAと連携 し専決処分などによって緊急対応も想定されることが予想されますので、議員各位のご理 解をこの場をお借りしてお願いするところでございます。

2点目の北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算についてでございます。

北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算につきましては、本年5月26日に清算人会が開催されて、一定の方向が示されましたので、その内容について概要を説明させていただきます。

会社の清算事務につきましては、昨年6月24日に清算会社に移行された後、会社資産の確定及び評価、鉄道の施設の撤去費用などの積算作業が引き続き行われてまいりました。

今般、これらの作業が終了したことを受け、6月30日に臨時株主総会を開催し、「財産 目録」等の承認を得た上で、資産の処分を進めていくところでございます。

会社清算にあたりましては、清算処理を円滑に進めるため、会社の土地及び施設を一括 して沿線自治体が有償で譲渡を受けることとして、土地上にあるレールや橋梁等の鉄道施 設につきましては、撤去費用に相当する補償費を会社から受け取ることにしてございます。

会社としては、臨時株主総会における「財産目録」の承認の後に、各自治体と資産の譲渡に係わる具体的な協議を行った上で、9月の下旬までに土地・施設の譲渡契約を締結することで準備を進めているところでございます。

町としましては、会社から正式な申し入れを受けた後に、土地の価格や補償費についての検討・協議を行った上で、遅くとも8月下旬までに臨時議会において補正予算などのご決定をいただいて、会社と仮契約を行った上で9月定例議会に財産取得の提案を行いたい

と考えているところでございます。

参考までに、先の清算人会におきまして示された解散日であります平成18年6月24日現在の財産目録に掲げる土地・建物の評価額及び撤去費などの総額について申し上げますと、まず、北見・池田全区間の土地と社宅建物の評価額につきましては、2億5,504万円となってございます。

なお、土地の金額につきましては、不動産鑑定士が鑑定した額となっておりますけれど も、短期間に一括処分が必要なことですから通常の価格よりも低廉な、いわゆる「売り急 ぎ特定価格」となってございます。

次に、譲渡を受けた自治体に支払われる橋梁、レール、枕木、電線類、老朽社宅などの撤去に係わる補償費については、沿線全体で25億4,218万9,000円となっております。実際には、この額からレールや枕木などの売却益の見込額を控除しました21億9,189万6,000円が交付される見込みでございます。

先ほどの土地の評価額を含めて、これらの金額につきましては、今後開催される臨時株 主総会の承認を得た後、沿線自治体ごとの金額について公表されることになってございま す。

この一括譲渡に至った背景には、清算が遅れますと会社の維持や資産の管理に膨大なコストがかかるということから、北海道をはじめ、沿線1市6町、会社の三者で構成する「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」において、本年度末、すなわち平成19年度末を目途に清算事務を完結することとしたものでございます。

今回の会社清算に要する費用につきましては、すべて北見市が管理する「北海道ちほく 高原鉄道経営安定化等基金」で補てんすることになってございますけれども、ここで基金 の現状等について簡単に再度説明をさせていただきます。

平成18年度末の基金残額でございますけれども、約40億3,500万円でございます。ここから、今回報告をさせていただいた会社清算に係わる費用やバスの通学定期運賃差額補助などの所要額を差し引きますと、残額として約13億3,000万円と見込まれているところでございます。

この差額につきましては、鉄道廃止後の各自治体における跡地活用等に充てる方向で、 現在沿線自治体等連絡協議会において検討することということになってございますけれど も、今回の補償費に含まれていない線路下の道床や盛土の撤去のほか、将来に向けて各自 治体が独自に行う通学定期券の差額補助などについても、この基金事業の対象にできるも のと私どもは考えてございます。

なお、基金の対象となる事業につきましては、各自治体が策定する「ふるさと銀河線跡地利用等計画」に基づくものとして、あらかじめ所要額を補助金として沿線に配分する方向で協議が進められております。各自治体においては、会社からの補償費を含め、一旦、新設した基金に積み立てた上で、各種事業の財源に充てていく方針でございます。これにつきましては、具体的な協議が整い次第、あらためてご報告をさせていただきたいと存じます。

ある意味では、私自身に取りましても、断腸の思いのふるさと銀河線の廃止でございました。それから1年、鉄路を残したいという思いは現在も変わっておりませんけれども、 会社の清算事務は淡々と進めざるを得ないというのが現実でございまして、議員の皆様の 特段のご理解を賜りたいと思います。

第3点目でございます。

第4次訓子府町行政改革大綱の策定についてでございます。

町の行政改革大綱につきましては、総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受けまして、本年3月に第4次の訓子府町行政改革大綱を作成いたしたところでございます。

第4次の大綱につきましては、お手元に配付させていただきましたけれども、本年1月 以降、訓子府町行政改革推進委員会においてご審議いただき、その答申をもとに作成した ものでございます。

大綱の内容につきましては、別冊にて配付をさせていただきましたので、後ほどご覧をいただきたいと思いますけれども、基本的には国の指針に沿ったものであり、「私たちにできることは私たちで」という基本的な考え方に立ちまして、これまで行政が主として提供してきた公共サービスを、地域において住民団体等の多様な主体が提供する仕組みを検討するといった記述が新たに加わったことが、第3次の大綱と大きな相違点となってございます。

この大綱の推進期間は、平成19年度、すなわち今年度から平成23年度までの5年間となっており、今後、事項別の推進計画を新たに立て取り組んでいくことになりますけれども、住民の福祉の向上と行政サービスの確保に十分配慮しながら推進してまいりたいと、関係機関・団体並びに住民各層のご理解とご意見をいただきながら、さらに推進してまいりたいと考えますので、この点につきましても議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

4点目でございます。

民生費の指定寄付金でございます。

去る5月7日に、民生費指定寄付金がございましたので、この点につきましてご報告させていただきます。

末広町にお住まいの中原義雄様が役場を訪問されて、ご結婚50年を記念して100万円のご寄付をされました。「長年、訓子府町にお世話になって、夫婦共々、元気に結婚50年の節目を迎えられたことに感謝して、町の福祉事業に役立ててください」という話をされ、寄付金を手渡されました。

中原様のご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとさせていただきましたので、本町議会に補正予算を提案させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に、総務費の指定寄付金についてでございます。

5月28日、総務費指定寄付金がございましたので、この点につきましてもご報告をさせていただきます。

前町長の深見定雄様が訪問されて、4期16年間の訓子府町長職を勇退されたのを記念して200万円のご寄付をいただきました。「16年間、町民の皆様に支えられ町長職を務めることができ深く感謝をしている。教育施設などに自動体外式除細動器を配備して、緊急時の救命にぜひ役立てていただきたい」と願って渡されました。

深見定雄様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、あらためて寄付金につきまし

ては、先の寄付金と同じく社会資本整備基金に積み立てることとし、本定例町議会に補正 予算を提案させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑をすることを許します。質疑は、1人は2回に制限しております。ご質疑ございませんか。

8番、山本朝英議員。

8番(山本朝英君) ただいま町長の行政報告の中で、先般の雹害によるあるいは大雨 による流失等々の説明がございました。

私も立場上もありまして、かなり町内の広いところを拝見させていただきましたが、やはり去年あたりの災害のときにもお話を申し上げましたように、随所にやはり今の時代に合わない配管と言いますか、各所の道路横断等々の形状と言いますか、サイズが小さいのです。あるいは、直角にその水を曲げるような状況になっている、そのことによって物が詰まったり、そのことによるオーバーフローして畑に流れ込むというところが随所にあります。末広の水害等々も含めてそうなのですが、あれも途中から畦畔がない、畑と平らになっている。下では土管が詰まるというような、前回も同じようなことが起きたのですが、まず、そういう水の害による今後の考え方等々について、町長の考えがあればお伺いをしたい。

それから、農作物の雹害による被害等々ですけれども、これも非常に壊滅な状況にあるという部分的にひどい。まず、復旧不可能だろうというようなところも随所に見受けられるわけですが、ご存知のように玉ねぎなんていうのは非常に病気に弱い。まして、こういった湿度があって、高温になってくると防除で止められないという状況になっていくわけですが、技術等々も含めてきたみらい農協との打ち合わせもしながら今後の対応をするということなのですが、行政だけでうんぬんという問題ではないし、部分的に夕立ちを受けた不公平なところが随所にありまして、しかし、これをどう我々見ても対処するというような方法を見いだせるのかなというぐらい、言葉もないぐらいひどいところが随所にありました。今後、農協とさらに連絡を密にしながら生活に大きな影響のないように、ぜひ努力をしていていただきたい。そのことに対するお考えがあれば伺いたい。

もう1点は、町長が選挙当時からちほく高原鉄道等々の復活をさせたいというご意見が随所で私も聞きました。町民の皆さんの年配の方からも、大変期待をしている期待のお話がありました。我々も行政に携わっている中で、非常に厳しいことだなというように伺いながら考えていたところですが、今回も相当町長も随所に行かれて、このふるさと銀河線復活というのはもう不可能ということを感じたのだろうと思いますが、そのことにつきまして、ぜひ町民の皆さんが大きく期待をしている部分がありますので、ここに予算の中で出てきますけども、踏切の道路を下げて交通の妨げにならないようにというような工事の予算の関係も出ていますので、ぜひ私はこの問題については、この場で町長はっきりちほく高原鉄道の復活はもう断念したということをしっかり表明したほうが、今後町民に対しても、そして、新たな角度で新たな方向に努力するということをぜひ表明をしていただいたほうが、町長も今後いろんな事業に取り組みやすいと思いますし、我々もそうでなければそういう声をいちいち取り上げてどうのというようなことにならないように、ぜひ町長の考えをいただきたいなと。決断の考えをいただきたいと思いますが、この2点について

お伺いしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 3点にわたってのご質問と言うか、ご意見もいただきました。 まず、1点目の雹害と大雨のことでございます。

ご指摘のとおり、平野部から基盤の整備が行われて、どんどん山間と言いましょうか、 高台のほうの整備が進んで、下流の終末のほうの様々な規模が現状に合わなくなってきて いる被害というのは、議員のおっしゃる事実を私自身もそれは認めざるを得ないところで ございます。

今回のことにつきましては、あらためて今建設課を中心に箇所の把握や被害状況を土木を含めた被害等を調査しているところでございますけども、これは今後予算の伴うことでございますから、あらためて現状に復するというだけではなくて、規模に現状にあったものの修復も含めたことができないのか、さらには新たな整備ができないのかということを内部の協議を経て、さらには関係機関とも協議をしてまいりたい。

昨日も、開発建設部の次長が、新しい開発政策についての市町村長の意見をいただきたいという話を私のところにきましたので、それはそれとしまして、私は今山本議員がご指摘のことを開発建設部の幹部に申し上げたところでございます。農業基盤整備も含めて、あまた多い災害を繰り返す災害を何とか未然に防ぐような、あるいは被害が出ないような状況を国と北海道と自治体と一緒になってつくることを何とかお願いしたいというお話をさせていただきましたので、これは大変厳しい財政事情をどう乗り越えるかということも含めて行きますと、皆さん方のお力も借りながら前向きに、そして、懸命に努力してまいりますので、お力添えをいただきたいというのが私自身の現時点の考え方でございます。

それから、降雹被害の部分でございます。

これは、全く私も特に西富のある生産者のところに行きまして、全滅に近い雹被害を見たときに言葉を失ったところでございます。しかも、被害の遭われた中には特裁の有機やあるいは無農薬等々の栽培をやっている玉ねぎもございますから、単純に防除等ができないということ等を含めてかなり専門的な施策が必要だろうと。ここのところは、きたみらい共々一緒になって被害状況の調査もそうですけども、その後の支援や対応についても、過去に振り返ってどういう支援をしているのかということも含めて、状況を一緒になって把握しながら努力してまいりたいと。

なお、私自身が今申し上げた70ヘクタールの被害が現時点では今どういう状況かということは、農林商工課長から実際につかんでいる数値を報告させますけれども、これからのことにつきましては、私自身はそのように考えているところでございます。

3点目のふるさと銀河線のことでございます。

ご指摘のように、私自身は選挙を通じてこのようにお話をさせていただきました。行政が一定の決断をし、銀河線を廃止したということを再び走らせるということは極めて難しいということであります。しかし、その可能性について何とかなるのでないだろうかということや、あるいは今新しい路面を走るバスや列車の併用することも含めて、可能であれば1人の候補者として何とか努力してみたいというのが私自身の選挙を通じたお話でございました。

今回、2つの側面がございます。

1点目は、踏切の安全確保の町民要望が大変強いということ。しかも、事故が起きたりとか、危険性があるということの要望も随所にございましたので、骨格予算でございましたけれども、踏切の安全確保の補正をあとで提案させていただくことになってございます。その決断にあたって冒頭申し上げましたように、銀河線を北見から池田までつなぐことができないのかということで、近隣の町長のところに馳せ参じ動態保存の状況や、あるいは記念公園をさらに延長して、少なくても陸別から北見まで走らせることができないかという状況を町長さんにお聞きしました。極めて財源的にも難しい。とりわけ、置戸陸別間の崩落で線路がもう宙に浮いているという状況の中では、復旧は極めて難しいし、財政投資をする自治体だけでは無理だというお話もいただきましたし、つなぐことはもう現実的はないというのが沿線の各町長さんのお考えでございました。

もう1点は、清算人会が、私はまだ今度の30日の臨時総会で清算人に議決されるところですからあくまでオブザーバーでございますけれども、粛々とそれぞれの清算人の各市町村長の皆さんや北海道を含めて、本年度中に財産処分を含めてすべてを終了するという事務は進んでいる状況でございますから、一自治体の町長が銀河線の存続やあるいは列車を走らせるということは非常に難しいというのが現実的ではないということを私自身も認識し、今回の補正の予算の提案をさせていただいたところでございます。

あらためて、行政報告でも申し上げましたけれども、断腸の思いのこの鉄道をなくすことが本当にいいのかというのはまだございますけれども断念いたしました。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) 農林商工課長。

農林商工課長(山内啓伸君) 農業災害につきまして、最新のとりまとめの状況についてご説明したいと思います。

6月21日に農協で、詳細について個別に調査を実施しておりますそれの最終、今手持ちの一番の新しい情報なのですけど、これにつきましては、被害戸数が58戸、面積が238ヘクタールということになっています。これにつきましては、あくまでも自己申告ということで、担当者が確認したというものではございませんけども、農業者があげてきたものが58戸、238ヘクタール。玉ねぎにつきましては、一番多くて212ヘクタール、42戸でございます。てん菜が10ヘクタールの8戸、馬鈴しょが11ヘクタールの11戸、スイートコーンが3ヘクタールの9戸、あとほかに小さな作物では小豆ですとか、小麦ですとか、メロン、デントコーンというのがあがっております。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) 8番、山本朝英議員。

8番(山本朝英君) まず、町長の断念したということに対して、我々も同じ池北線をなくしたくないということは同じ気持ちでございます。そういった中で、町長も最後に言葉をなくしたということにつきまして、私も同感だと強く心に感じているところでございます。

これからの銀河線につきましては、やはりどう対応していくのか、バスの補助転換がされたわけですから、そのことに前向きに取り組むべきだという感じをしております。大変つらい答弁だったかと思いますが、このことによって町民が菊池町長のとにかく命がけで町村を回ったり、努力したということも理解されたと私も判断しております。つらいこと

を質問したことに対して、敬意を称したいと思っています。

1点目に伺いました終末関係のことなのですけれども、例えばこれは去年も同じところがほとんど大体やられているのです。去年もその前もそうなのですけれども、そのときにたぶん話をしたと思うのですが、将来に向けてはほぼ畑総関係が今回の事業で終盤に向かっていると思うのですけど、そういうことから考えると、そのことによる終末の被害がどんどん高台が整備されて、そして、下へもう本当に10分か15分ぐらいで高台の水が鉄砲水のようになって出てくる状況になっていることは事実でして、そういったことを町長言われるように、近隣の町村だけでなくて、道や国にそういった終末の事業をぜひ起こしてもらえるように、再三その住民の皆さんが災害が起きるようなことないように、そのことを含めて、今後において取り組んでいただきたいなと。ぜひ町村会とか、上層部の段階で声を大にして二度と災害が起きないような次の体制を組んでほしいと思いますが、そのことに対し考えがあれば伺って私の質問を終わります。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 大変取り乱して申し上げございませんでした。

山本議員からお話ありましたとおり、私たち自身も関係機関、町村会を通じて要望等をしていかなければならないですし、各関係機関にお願いもしていかなければならないという考え方でございます。今日も早朝から永井の沢を私自身も歩いて状況を把握したり、いるんなことをしているところでございますけど、私自身がまず目で見て、今どんな状況なのかということを把握しながら、担当者共々努力してまいりたいと思いますし、とりわけ、あとでまたご指摘が一般質問でも出ますけども、極めて私どもの財政状況と言うのは厳しいものでございます。そのことと、農業の様々な整備をしていくということの町村負担がかなり難しい状況にあることもご理解をいただかなければなりません。その点では、関係省庁やいろんな力をお借りしながら、何とか1mでも、2mでも、あるいは少しでも進めていくように、粉骨砕身がんばっていく所存でございますけれども、重ねてお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ありませんか。よろしいですか。

7番、佐藤静基議員。

7番(佐藤静基君) 2番目のちほく高原鉄道会社清算についてでありますけど、先日の6月13日の道新に出ておりました内容の報告がほぼ同じ内容でしたが、そこで近隣の町村の意見として、もちろん訓子府が一番重要なのですが、バス転換になって順調に今スタートしておりますけれども、町民の中から補てんと言いますか、運賃の補てんについて希望が非常に強く出ております。それでこの見出し、記事の後半にありますように、各町村でその約13億円のお金を使えないかという話が出ておりますけれども、町長として訓子府町長としての考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 例えば、5月29日の道新によりますと、銀河線の代替バスの通学補助のことが大きく取り上げてございます。自己負担額3万円が超えるというのは、これは置戸の話ですけれども、現在1万円少々の通学も実はそれらが来年の春で打ち切られると訓子府で言いますと約2万円になるのだと。これが兄弟でやると相当な負担になるという声も住民の中からも出ておりますし、銀河線がなくなったことによって足を確保する

ということは、行政の最大と言いましょうか、大切な命題だと私自身は認識しておりますので、それが今すぐいくら補助するかとか、そういうことは申し上げる段階ではございませんけれども、少なくても足の確保のために、バスの存続あるいは交通費の助成等については最大限の配慮をしていくという姿勢を貫きたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長(橋本憲治君) 9番、川村進議員。

9番(川村 進君) 今盛んにバス転換、学生の定期代の補助とかいろいろ言っていますが、これは抜本的に北見バスにも補助金を出し、いろいろな補助金、補助金、補助金でやられているのであれば、抜本的に町営バスの運行29人乗りのバスからまだ小さいものもありますから、当然町長はちほく高原鉄道がなくなったときに第1に考えてほしいと、そういうふうに私らは仲間で言っていました。ですから、北見バスへの補助金、その他いろいろなものを凝縮して、それで1、2年の間に町営バスの運行、これは津別でやっていまして、かなり成功していると聞いています。ですから、よくお調べいただいて、今回も福祉課長とバスの利用とか、ハイヤーの利用について、町内のお年寄りの方のところへ要望がありまして行って来て、いろいろ聞きますと、「どうしてもそういうものがほしい」「ハイヤーで対応できない」「お金が高い」いろいろありますから、これは今回は町営バスを運行すると、それにかかる費用いろいろなもの調査して、それで町営バス運行に進んでいただきたいと思いますがいかがですか。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 川村議員の1つの考え方として、私自身は受け止めさせていただきます。と申しますのは、これも一般質問の中でも、スクールバスの利用拡大のお話が出てございます。これは教育長のほうから答弁することになってございますけれども、例えば福祉バス的な予想で使えないのかとか、あるいは訓子府高校に通うための通学ができないかとかいったいろいろな意見がございます。

さらには、うちのバスだけではなくて、例えば北見から陸別なり、あるいは池田、少なくても置戸までつなぐことを考えていくと、その町営バスを走らせることによって、路線バスの撤退につながっていかないのかと。いろんな複雑な問題がございますので、これらの意見を今議員おっしゃるように、総括しながら町の足のより有効的な確保をどうすればいいのかということは、これからまた検討させていただきますので、あらためて議員の皆様のご助言もいただきながら検討してまいりますので、様々な角度からご検討の場にご参加あるいはご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) ほかございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 以上をもって行政報告を終了いたします。

町政執行方針、教育行政執行方針

○議長(橋本憲治君) 日程第4、菊池町長から町政執行方針、小野教育長から教育行政 執行方針がありますので、この際発言を許します。

町長。

〇町長(菊池一春君) (以下、町政執行方針朗読、記載省略)

釈迦に説法でございますけれども、あらためてここの部分だけは私自身のこの言葉についての説明をさせていただきます。

憲法第92条から第95条では、地方自治の規定が最高法規の憲法にございます。とりわけ、地方自治の基本理念は、第92条に載ってございます。

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて定めるのだということを憲法にうたわれております。ここで言う、地方自治の本旨というのは何なのか、2点ございます。

1つは、地方自治の本旨、元々の意味ということですけれども、これは地方自治のことは住民の意思に基づいて決定し、住民の参加によって執行するという考え方でございます。これは、地方自治の住民自治の原則ということでございます。まさに、地方自治というのは住民自治なのです。

2点目は、地方自治体は、方針の決定、執行の全体について、いかなる機関に対しても 自主的であるということでございます。すなわち、団体自治の原則でございますから、地 方自治の本旨とは、元々の意味はこの住民自治と団体自治の考え方に基づいて市町村は運 営されなければならないという考え方を私自身は肝に銘じたいと。さらに、憲法第94条 では、自主立法権、すなわち法律にないものについては、条例を制定する権限を地方自治 は持っておりますから、私どもがあるいは議員の皆様方からの提案する条例提案権ももち るんございますし、さらには自主財政権やあるいは自主行政権もここでは憲法第94条で はうたわれているのでございます。

さらに、地方自治法の地方公共団体、市町村の役割というのは、第1条の2の第1項において、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うのだと。すなわち市町村の役割は、取りも直さず住民の福祉の増進を図ることが基本なのだと。しかも、それは自主的であり、総合的に実施する役割を市町村は担っているのだぞということを法では明らかにしております。ですから、私はあらためて地方自治の根本法規と認識している日本国憲法及び地方自治法の「国民主権」をはじめ、「住民こそが主役」であり、「住民福祉の増進を図る」という理念と連動して考えてここに述べさせていただいたところでございます。

あらためて、この理念を町政運営にしっかりと位置付けて、町長としての私の道しるべとしていきたいというふうに考えているところでございます。

今後政策の立案や実施にあたりましては、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様並びに国・北海道、その他関係各方面のご支援とご協力をいただかなければなりませんけれども、切によろしくお願いを申し上げるところでございます。

時間の関係で、この方針を朗読することになりますけども、お許しをいただきたいと思います。

(以下、町政執行方針朗読、記載省略)

議長(橋本憲治君) テープの関係上、ここで暫時休憩したいと思います。午前11時 15分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。 休憩 午前11時07分 再開 午前11時15分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。 引き続き、町政執行方針を行います。 町長。

- 〇町長(菊池一春君) (以下、町政執行方針朗読、記載省略)
- ○議長(橋本憲治君) 教育長。

教育長(小野 茂君) (以下、教育行政執行方針朗読、記載省略)

○議長(橋本憲治君) 以上をもって町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたします。 ここで昼食のために休憩をいたします。午後1時から一般質問に入る予定でございましたけども、日程的に議案が残っておりますので、引き続き議案の一括説明をいただいて、 その後一般質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。 それでは昼食で休憩をいたします。

> 休憩 午後12時04分 再開 午後 1時00分

議長(橋本憲治君) それでは定刻になりました。 休憩を解き会議を継続いたしたいと思います。

議案第39号

議長(橋本憲治君) 日程第5、議案第39号 監査委員の選任についてを議題といた します。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書33ページです。 町長。

町長(菊池一春君) 議案第39号でございます。監査委員の選任につきまして、人事 案件でございますので、私の方からご提案申し上げるところでございます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条の第1項の規定によりまして、 議会のご同意をいただくものでございます。

第196条の第1項は、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格の高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有する者ということでございます。

識見を有する監査委員として、旭町にお住まいの山田稔氏の選任にご同意をいただきたくご提案を申し上げるものでございます。

議員各位もご承知のとおり、山田氏は長年にわたり地方自治の第一線で活躍され、昭和32年の訓子府町役場就職以来、総務課長あるいは企画財政課長などを歴任され、平成7年から8年間は町の助役という指導的立場にあって多くの実績を残され、現在旭町にお住まいでございます。町政全般にわたり精通されておりまして、監査委員として適任者と存

じますので、選任についてよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたしま す。

なお、任期につきましては、平成19年7月17日から平成23年7月16日までの4年間でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 1人3回まで質疑が行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたしたいと思います。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行います。

これより議案第39号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号

議長(橋本憲治君) この際、日程第6、議案第32号、日程第7、議案第33号、日程第8、議案第34号、日程第9、議案第35号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第32号から順次説明をお願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案第32号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算 (第2号)の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように、1億9,324万3,000円を追加し、歳 入歳出それぞれ40億1,298万4,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳 入歳出予算補正の表のとおりでありますが、これについてはご覧をいただくこととし、後 ほど5ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

1ページに戻りまして、第2条では、今年度に支出が伴うものについて、あらかじめ議 決をいただく債務負担行為の補正を。

第3条では、今回補正する事業の財源に充てる地方債の補正について、それぞれ規定を してございます。

続きまして、4ページをお開きください。

まず、上の表、第2表、債務負担行為補正につきましては、訓子府中学校の教育用コン ピュータ機器等の更新を北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業により行おうとするもので あり、取得費1,886万7,000円に対する元利償還金を平成19年度から平成23年度までの予算に計上して支出しようとするものでございます。

次に、その下、第3表、地方債補正につきましては、今回提案しております南13線交通安全施設整備事業分として1,800万円を、交通安全対策事業分として3,600万円を、公営住宅建設事業分として1,010万円をそれぞれの限度額として、長期借入を行おうとするものでございます。

続きまして、5ページの歳入歳出予算補正事項別明細の歳入について説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

続きまして、歳出の説明にまいりますが、その前に今回の補正予算につきましては、町 長改選後の政策的予算が主なものでございますので、あらかじめ配付しております補正予 算の説明資料により簡単に説明をさせていただきたいと思います。別冊でお配りしており ます平成19年度補正予算説明資料というのをご覧をいただきたいというふうに思います。

まず、説明資料の5ページをお開きいただきたいと思いますけれど、5ページと6ページには一般会計の投資的事業を一覧にまとめてございます。

そのうち事業名等の欄に網掛けをしているのが、今年度からの新規事業ということでございます。

また、中ほどにあります予算額の欄の右側に各事業の財源内訳を載せてございますが、 そのうちその他の欄にあります「社・一般」というのは、社会資本整備基金の一般分から の繰入金であること意味しております。そして、同じように「社・福祉」あるいは6ペー ジの最後のほうにございます「社・教育」というものにつきましても、同様に社会資本整 備基金からの繰入金であるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、各事業の内容につきましては、ご覧をいただくこととし説明のほうは省略をさせ ていただきたいと存じます。

続きまして、資料の7ページと8ページに補助奨励費を一覧にまとめてございます。これにつきましても、ご覧をいただくこととし、個別の説明は省略をさせていただきたいと思いますが、補助奨励費については新規のものはございません。全部で41件ありまして、8ページの一番下に合計欄がございますが、予算総額で2,509万1,000円の補正ということになってございます。

それでは、これより議案書のほうに戻りまして、7ページ以降の歳出予算について説明をさせていただきますが、時間の関係もございますので特徴的なものについて説明をさせていただきます。ご了承いただきたいと存じます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

次のページにまいりまして、第2表で説明しました債務負担行為の支出予定額等に係る 調書でございます。これにつきましては、ご覧をいただければと思います。

また、14ページにつきましては、補正後の地方債の現在高見込に関する調書でありますが、一番右側の下から3行目にありますように、平成19年度末の現在高見込額は69億2,236万4,000円となっております。

以上、大変長い説明となりましたけれども、総額1億9,324万3,000円を追加する補正予算の内容について説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜ります

ようよろしくお願いを申し上げます。

議長(橋本憲治君) 町民課長。

町民課長(三好寿一郎君) それでは、議案書の15ページをお開き願います。

議案第33号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ1,648万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳 出それぞれ9億2,138万5,000円とするものでございます。

次に、16ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、 ご覧をいただくことといたしまして、その内容につきましては、17ページからの事項別 明細書により説明をさせていただきます。

なお、今回の補正につきましては、後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始されることに対します対応といたしまして、被保険者資格及び国保税の賦課徴収関係の電算システムを改修するための予算を補正提案させていただくものでございます。

はじめに、17ページの歳入について説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、議案第33号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き議案書の19ページをお開き願います。

議案第34号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、 提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ2,348万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳 出それぞれ8億4,428万8,000円とするものでございます。

次に、20ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、 ご覧をいただくことといたしまして、その内容につきましては、21ページからの事項別 明細書により説明をさせていただきます。

なお、今回の補正は、平成18年度の老人保健医療費及び医療件数の確定によりまして、 社会保険診療報酬支払基金交付金並びに国及び道の負担金などを清算するためのものでご ざいます。

はじめに、21ページの歳入について説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、議案第34号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計補正予算について、提案 説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し 上げます。

議長(橋本憲治君) 水道課長。

水道課長(竹村治実君) 引き続きまして、議案書23ページの説明を行います。

議案第35号 平成19年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案 説明をさせていただきます。

まず、第2条で、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。 収入では、営業収益で237万6,000円を増額し、収益の総額を1億9,666万 9,000円とするものであります。

次に、支出でありますが、営業費用で567万6,000円を増額し、費用の総額を2億1,417万6,000円とするものであります。

次に、24ページの説明につきましては、一般会計の事項別明細書に相当するものであります。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成19年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていた だきましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第36号、議案第37号、議案第38号

議長(橋本憲治君) 次に、日程第10、議案第36号、日程第11、議案第37号、 日程第12、議案第38号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第36号から順次説明願います。

総務課長。

総務課長(山田日出夫君) 議案の26ページをお開き願いたいと思います。

議案第36号 訓子府町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明 を申し上げます。

この条例は、町行政機構の見直しにより、課の統廃合及び係を移動するために、訓子府町事務分掌条例(平成15年条例第23号)の一部を改正する条例を定めようとするものでございます。

記以下の改正内容につきましては、28ページに掲げております改正の新旧対照表をもってご説明をさせていただきたいと思います。表のうち、右側が現行規定でございまして、 左側が改正規定となってございます。

第1条中、施設車両課を削ります。これは改正第2条に関連いたしますが、現行の施設 車両課を廃し、その業務を建設課に統合するための削除となります。

次に、第2条、町民課の項、第3号中及び国民保険を削り、同条福祉保健課の項、第3号を国民健康保険及び介護保険に関することに改めます。この改正は、現行の町民課にございます医療給付係及び高齢者給付係を福祉保健課に統合しまして、制度の改正に伴う福祉・医療・保険業務の連携を深めて、住民サービスを向上させようというねらいでございます。

また、第2条中、施設車両課の項を削り、建設課の項に施設車両課の事務分掌である3つの号を内容はそのまま建設課の第5号、第6号、第7号として移すものでございます。

これによりまして、先ほども言いましたように、近年業務の民間委託などの導入により、 スリム化をしてきました施設車両課の業務を関連の深い建設課に統合することにより、さ らなる行政改革を推進しようとするものでございます。

それでは、27ページにお戻りいただきまして、付則の第1項に施行期日としまして、 改正条例は平成19年7月1日から施行すると定めます。

また、第2項では、関連しまして訓子府町議会委員会条例(昭和49年条例第18号) の第2条第1項中「施設車両課所管に関する事務」という字句を削ることになります。 以上、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 総務課長。

総務課長(山田日出夫君) 議案の29ページをお開き願います。

議案第37号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、平成18年7月1日付で人事院規則の改正がございまして、国家公務員の勤務実態に合わせて職員の勤務時間を見直すため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年条例第21号)の一部を改正しようとするものでございます。

記以下の改正内容は、31ページにお示ししております新旧対照表でご説明を申し上げたいと思います。表の右が現行、左側が改正案となってございます。

まず、第2条は、1週間の勤務時間を規定しておりますが、第1項では現行の勤務時間であります週38時間45分を週40時間に延長しようとするものでございます。

また、この改正に伴い、第2項では再任用短時間勤務職員の勤務時間も週15時間30分から31時間とあるのを改正では、週16時間から32時間の範囲内と定めようとするものであります。

第3条第2項は、1日の勤務時間の割り振りを規定しておりますが、現行の1日7時間45分を1日8時間に改め、再任用職員につきましても8時間を超えないように改めようとするものでございます。

第6条は、休憩時間を規定しておりますが、同条全文を改めまして、現行で1日勤務時間が6時間を超える場合は少なくても45分、勤務時間8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間としていたものを改めまして、改正後の第1項では、1日勤務時間が6時間を超える場合は少なくても1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くことに改めるものであります。

第2項では、第1項の例外規定としまして、勤務時間が6時間を超え、8時間以内で職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと思われるときは、45分以上1時間未満の休憩時間とすることができます。つまり45分を下限としまして、休憩時間を短縮できる規定であります。1時間でもなくて、45分下限まで短縮することができる例外規定を設けるということであります。

さらに、第3項では、勤務時間が特殊で第1項により難しいときは、勤務時間を45分以上1時間未満とすることができるという規定でございます。これは勤務の状況が特殊な部門では、1時間の昼休み休憩時間が取れないということも想定されます。その場合は、45分を下限として、1時間未満までに短縮する道を開くという意味でございます。

ここであらためまして、今回の改正の勤務時間がどのように改正されるか、具体的な例をあげてご説明をしたいと思います。

現行では、皆様もご存知のように、始業時刻が午前8時45分でございます。正午まで午前中の勤務時間が3時間15分ございます。正午から午後0時45分までの45分を現行では休憩時間としております。同時刻から午後1時までの15分間は、休息時間という時間となっております。休息時間につきましては、勤務時間に含まれていることになって

おりまして、有休なわけであります。給料が当たる時間でありました。午後は午後1時から午後5時15分までの4時間15分が勤務時間ですので、合計しますと1日の勤務時間は現行7時間45分と昼休みの休憩時間45分でありました。

今回の改正によりますと、今私どもが考えております勤務時間の延長の具体例としましては、始業時刻が午前8時30分でございます。正午まで午前中の勤務時間が3時間30分となります。正午から午後1時までの1時間は休憩時間となりまして、先ほど説明した勤務時間に含まれておりました15分間の休息時間というものが廃止されることになります。昼休み1時間は丸々休憩時間の1時間ということになります。この15分、休息時間とあった15分を新たに勤務時間にプラスしなければなりませんので、午後の勤務時間は就業時刻が15分延長しました午後1時から午後5時30分ということになります。

整理しますと、改正後の1日の勤務時間は、午前8時30分から午後12時まで、午後12時から午後1時までが休憩時間1時間で、午後1時から午後5時30分までの4時間30分がまた勤務時間になりますので、都合8時間の勤務時間となり、週単位で言いますと現行の38時間45分から週40時間の勤務時間に変更になる形になるわけであります。これらの内容につきましては、今回の改正案がご承認いただいた後、規則を改正して、7月1日から施行したいと考えております。

30ページに戻りまして、付則第1項に施行期日としまして、今申しましたように平成 19年7月1日から施行するということでございます。

また、第2項では、改正が平成19年度の途中であります7月1日という特殊な事情を考慮しまして、個々の雇用契約変更を伴う臨時職員の勤務時間の変更につきましては、当分の間行わず、なお従前の例によるとし、実際には現実的は年度単位での見直しにしていくということで、特に付則の第2項を設けさせていただいているものでございます。

以上、少し長くなりましたがご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 議案書32ページをお開きください。

議案第38号 訓子府町土地開発公社の解散について、提案内容の説明をさせていただきます。

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第22条第1項及び訓子 府町土地開発公社(昭和48年11月30日設立)定款第25条第1項の規定により、訓 子府町土地開発公社を解散したいので、議会の議決を求めるものであります。

これにつきましては、訓子府町土地開発公社が公共用地、公共地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進寄与することを目的として、昭和48年11月30日に設立をしたところであります。

以来、公共施設用地等の計画的な取得に向けて町と連携を図りながら業務を進め、様々な事業のための用地先行取得を行い、町の発展に大きな貢献をしてまいりました。

しかし、従前のような大規模用地を取得する状況にないこと、さらには公社を維持することにより、町道民税や役員報酬等が必要なことから、先の理事会において廃止を決定したところであります。

今回これを受けまして、解散の提案をさせていただいたものでありますので、ご理解を

賜りたいと存じます。

なお、公社の残用財産につきましては、出資金を含めて1,770万円ほどになりますが、これにつきましては定款の定めるところにより、町に帰属することになっております。

記といたしまして、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)及び 訓子府町土地開発公社(昭和48年11月30日)定款の規定により解散するというもの であります。

以上、議案第38号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定 いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 以上で、議案第36号、議案第37号、議案第38号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで10分間休憩をしたいと思います。午後2時15分から一般質問に入ります。

休憩 午後 2時04分 再開 午後 2時15分

一般質問

議長(橋本憲治君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、 簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

5番(工藤弘喜君) これから一般質問をさせていただきます。

具体的な一般質問に入る前に、通告にはちょっとなかったのですけれども、はじめに午前の町長の執行方針と関連して、これから質問とも非常に関連あるということで発言させていただきますけれども、町長は執行方針の中で冒頭、憲法と地方自治法を取り上げて、この理念を町政にしっかりと位置づけるということを申されました。このことについては、本当に大いに評価をしていきたいということを前段で申し上げまして具体的な質問に入っていきたいというふうに思っております。

それでは、一般質問の通告書に基づいて順次質問をさせていただきます。

まず、はじめにですけれども、「町民基本条例」の制定についてということであります。 町長は、先ほども申し上げましたけれども、午前に行われた町政執行方針で、この「まちの憲法」とも言える「町民基本条例」の制定を平成20年度までに行うための作業に着手すると言われていますが、この件について何点か町長の所信をお伺いしたいというふうに思っております。

まず、はじめに、この基本条例のとらえ方でありますけれども、平成12年、2000 年でありますが、この北海道の二セコ町で「ニセコ町まちづくり基本条例」というのが制 定されて以来、これがおそらく最初の基本条例だと思いますけれども、それぞれ名称や内 容は異なりますけれども、全国的には約50を超える自治体がこのような「自治基本条例」 を制定し、また施行しているという状況にあると思います。

また、現在これに対して検討をすると。いわゆる、つくっていきたいということで検討をしているところも全国で100を超えるということも聞いております。そういう中で、こういったような基本条例をつくろうという流れは強まっていますが、町長のこの度の方針の中で言われています「町民基本条例」という、この押さえもこれらの流れと同じような、いわゆる条例と同じような押さえでいいのかということで、ちょっと確認というわけではありませんけれども、私自身がそのような同じというとらえ方で、質問をこれからさせていただくということでよろしくお願いいたします。

それでは第1点目になりますけれども、訓子府町において制定しようとしている「町民基本条例」の目的、理念というものについて伺いたいと思います。この「町民基本条例」という、いわゆる「自治基本条例」。この言葉というのは、おそらくこの訓子府の中にあっても、非常にまだなじみが薄いと言うか、受け入れられてはいないのかなというふうな思いもいたしております。そういう意味からも、何のためにどのようなものをつくろうとしているのか。

また、現在あるほかの条例、いわゆる自治体というのは条例によって条例がなければ動かないという仕組みになっていますけれども、そのような条例とどう違うのか。そして、その条例とどのような位置関係にあるのかということもあわせて質問をいたします。

それから、次の2点目でありますけれども、質問の2点目は、私なりにこの条例のことについてちょっと考えてみましたけれども、このような「自治基本条例」というものは、いわゆるその町の自治や地域づくりの方向と、そのための道筋を打ち出していく、そのためのものではないかというふうに思っております。わが町をこのようにしていきたいといった思いだったとか、展望もないままにただほかの町がつくっているから、あるいはこういう流れが強いからという思いだけで、いわゆる条例をつくるということはいかがなものかなというふうにも思っております。

従って、制定にあたっては、私たちの町をどのような町にするのか、どのようなまちづくりをするのかといったそういう議論も含めて、それこそ町民の主体的で幅広い参加というのが非常に大切なポイントになってくるのではないかというふうにとらえております。

町長はどのような形で、この町民の参加を考えておられるのか、この点についても伺い をしたいと思っております。

また、この場合、町民と町職員の「協働」、いわゆる協力の「協」に「働く」という「協働」ですけれども、制定に向けてはこの町民と町職員の「協働」というのが大きな力を発揮するのではないかと思っております。やはり町民をその気にさせるのも、町職員の重要な役割ではないかというふうには思っておりますので、従って、そのために職員の研修と言うか、学習。こういったものも、非常に大切になってくるのかなと思っております。これに対して、町長の所見、所感を伺いたいと思います。

次、3点目でありますけれども、この基本条例についての3点目の質問ですが、町長は 平成20年度までに制定したいとの考えのようですが、これについては急ぎすぎてはいな いのかなと、そういうふうな思いもあります。これまで言ったように、非常にやっぱり学 習も含めて、相当な議論するという、その時間がやっぱり非常に大切ではないのかなと思 っておりますので、そのような条例制定までの様々な学習、あるいは相当な議論の時間も 十分保障するということを考えると、あえて平成20年度までということにこだわる必要はないのではないかということであります。この点についても、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

以上、この「町民基本条例」については3点質問いたします。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 町民基本条例についての質問を3点にわたっていただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の町民の基本条例の理念と目的についてでございます。このことにつきましては、冒頭の町政執行方針の中でも申しましたように、私自身は議員ご指摘のとおり、2000年の地方分権推進法が制定されて、かつて機関委任義務というのがあって、3割自治とよく言われた時代に、地方自治体の仕事の7割は国や北海道の仕事ではないかとまで言われた時代から、分権法によって各地方公共団体がそれぞれが先ほど言いました憲法第92条で言う地方公共団体の本旨、すなわち2つの住民自治と団体事務が基本的な姿勢だというお話をさせていただきました。これは、私はそれを踏まえていきますと、まちづくりを進める上での基本的な理念とは、まさにその「まちの憲法」とではないのかというのは、議員ご指摘のとおりでございますので、私もそのとおりだというふうに考えているところでございます。

今回の定例会で提案をさせていただきました補正予算のことにつきましても、非常に厳しいものがございます。基金からの繰り入れでも3億円を超える基金の繰り入れがなければ、町の予算をつくるということは極めて厳しいということも、一方では状況としてございます。

ですから、私自身はその厳しい状況の中で、総合計画でも町民と行政の「協働」という「協力して働く」という言葉を総合計画でも上げてもございますし、さらには執行方針の中で掲げておりますので、あらためて住民の参加の方法と協働のまちづくりを具体的に示すのが一つはこの町民基本条例の目指すところではないかなというふうに考えているところでございます。

道内では、平成18年10月段階で、29自治体がこの町民基本条例を制定しておりますし、議員のおっしゃるとおり、全国的には100に及ぶ近隣の北見市も今準備を進めているということを聞いてございますので、これからそういう動きが加速されてくるのではないかなというふうに考えているところでございます。この取り組みに関しましては、住民サービスに大きく影響してまいりますので、当然のことながら住民の皆さんから理解されるものではなりませんし、行政と住民、あるいは地域団体との役割分担や連携・協力、いわゆる「協働のまちづくり」が何度も申しますけれども前提になければならないということと考えております。

町民基本条例の具体的な検討はこれからでございます。基本的には、行政・議会・住民の役割分担と責任の明確化に加え、情報の共有化や、さらには町の将来を決める際の住民の参加の手続きについて、いわゆる「まちの憲法」のイメージをしているところでございます。

なお、既存条例との関係につきましては、現時点で具体的な検討をしておりませんので ご理解を賜りたいとは思いますけども、しかし、すべての条例を包含する考え方というも のはやっぱり必要ではないかと。

次に、2点目で条例制定に係る町民参加の形についてのお尋ねをいただきました。

議員ご指摘のとおり、いくら立派な条例ができましても、行政・議会・住民等、この三者の意識が従前と同じであれば、ある意味では形骸化するというのは、私自身もそういう認識をしております。基本的には、広く町民の皆さんとの議論を積み上げたうえで、案をまとめ、地域や団体のご協力をいただきながら、まちづくり懇談会等で集中的な話し合いもしていきたいと思いますし、あるいは先ほど町政執行方針で申しましたように、略称「ふる懇」というものでも「お茶の間」でも、いろいろな形で懇談会等を開催していきながら広く意見を求め作り上げていきたいというところを考えてございます。

本年度におきましては、これも申し上げましたけれども、町民の参加によりまして、財政分析を行わせていただきます。町の財政実態を多くの町民の皆様、あるいは議員、そして、職員にご理解もいただく上での、財政健全化の作業も共同で進めてまいりたいと。これと並行して、先進自治体の事例も学びながら、来年度末を目途にこの条例を制定したいと考えているところでございます。

最後に、一連の作業は、職員の参加と中心の作業は進めなければならないということは 当然でございます。「協働のまちづくり」のあり方について、さらに意識を高めていきます とともに、これらに必要な研修機会の確保にも努めていかなければならないと考えてござ います。

なお、3点目にちょっと急ぎすぎではないかと、性急すぎではないかというご指摘をいただきました。私自身も非常にやっぱり日程的には厳しい。ニセコの例もそうでございますけれども、全国的な先進事例であります東京都の三鷹市などの事例を見ても、極めて住民の議論と発案を大事にしたプロセスを持ってございますので、その点で言うと、平成20年度の条例制定は非常に性急ではないかというご心配についても、私自身もその辺では大丈夫と言い切れない部分もあることは事実でございます。

しかし一方では、先ほど申しましたように、大変厳しい財政状況と北海道の合併構想等の動きがございます。合併新法の期限がこの3年の間に求められてくるというのは、当然の情勢でございますから、含めてこの町民基本条例の掲げる住民参加、住民投票によって、あるいはそれに代わるものとして、私自身が政策で挙げています町民の総意を持って町の将来を決めるということに叶えれば、この町民基本条例の参加の部分を何とかできればなという思いでおりますけども、しかし、これもまだ計画をこれからはじめるということでございますので、さらに検討をさせていただきたい。

そうした意味では、1年でも早く「町民基本条例」を整備して、住民参加による効率的なまちづくりの体制を整備することが必要だというふうに考えて、答弁とさせていただきます。

議長(橋本憲治君) 工藤君。

5番(工藤弘喜君) 今、町長から3点についてのお答えがあったわけですけれども、いずれにしましても、この基本条例、いわゆる単なる条例をつくれば、それでこの訓子府が何かすごく良くなっていくようなそういうものではないということは、おそらく町長自身もそのとおりだと思いますし、それは願っているところではないと思います。

やはり基本になるところは、先ほども言いましたけれども、いわゆる財政も含めて厳し

い状況の中で、いかにしてこの町はこの厳しさを乗り越えていくのか、あるいは本当に新しい自治の姿としてどういう姿が望ましいのかという、そこのところの議論と言いますか、いわゆる町民が本当に主体的にそこに関わった議論をどう起こしていくのかということがやっぱり非常に難しいし大変なのだけども、やっぱりそれを抜きにしては語れないのかなというふうに思います。そこがやっぱり一番時間のかかるところだし、またかけなければいけないところでもないかなと思っております。そういう意味からしましても、決して焦ってはいないとは思うのですが、十分そういう部分を町民に保障した中で、この分については進んでいただきたいなというに思います。

それと、もう1点この部分で考えなければいけないのは、この新たなまちづくりの方向ということから行きますと、ちょっと言葉語弊あるかもしれませんけれども、言ってみれば今までは我々町民も含めてそうなのですけれども、いわゆる行政請負型と言いますか、そういう姿勢というのはやっぱり自分も含めてあったのかなというふうに思います。これがすべていわゆる町の財政を大変にしたとか、町の展望をなくしたとかというものではないのですけれども、おそらくこの町長が考えておられる町民基本条例、いわゆる自治基本条例のようなもの背骨と言いますか、土台と言うか、その部分というのはそこからのやっぱり脱却ということではないかと思います。いわゆる住民主体、住民参加型、そして、行政請負型から住民参加型にすると。さらには、実践的にその住民自治をどう担っていくのかと。その担い手をどうつくっていくのかというところの議論と言いますか、それがやっぱり町民の中に「あーなるほどな」と、「やっぱり自分も何かしなければいけないんだわ」と。そのことが大切なのだという、そういうその思いですか、そういうものをどう作り上げるかということが、非常に条例をつくる以上に大切な議論として必要ではないかなというふうに思っておりますが、この点についていかがでしょうか。所見、所信を伺います。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 釈迦に説法でございますので、ことさら中身について、このまちづくり条例を議員に刻細かに全国的な先進事例を申し上げる考えはございませんけれども、身近なところでさっきもお話がございましたように、ニセコの平成12年、すなわち2000年に制定された全国に先駆けてニセコで行われたまちづくり基本条例のフローチャートが私の手元にはございます。そこには、第1章でこの条例の目的はまさに私自身が先ほど申し上げたとおりでございます。そして、第2章では情勢の共有をはじめとするまちづくりの基本原則、第3章では情報共有の推進、第4章ではまちづくりへの参加の推進、さらには、第5章でコミュニティー、第6章では議会の役割と責務、第7章は町の町長含めた町の役割と責務、第8章ではまちづくりの協働過程、協力して働く、第9章では財政、そして、第10章では評価、行政の評価であります。さらには、町民投票制度、第12章では連携等々含めて、大筋全国のまちづくり基本条例の骨子はこのような形になってございますから、ご心配のとおり、非常に日程的に難しいものもございますけども、可能な限りというよりは、まずは町民の関わりや参加を抜きにしては考えられないというのが基本だというふうに思います。

その点で言いますと、私は選挙の中でも申し上げております合併の是非ではない。私に とりましては、町民の福祉にとって、町民生活にとってより大きくなることが幸せなのか、 あるいは、苦しくても名を残し共に参加して町をつくっていくことが幸せなのかという、 この選択を私の4年間の町長としての役割だというお話を申し上げました。すなわち、その点で申しますと、合併すれば何とかなるという考え方からもう一歩踏み出て、合併も含めて、あるいは本当にこの町が合併しないで生きていくということのありようをつくっていく、考えていく、議論していく、こんなことが実はこの町民基本条例の基本的な議員からの質問における、それは取りも直さず、お任せの政治や町政ではなくて、まさに冒頭申し上げた町政執行方針で申し上げましたように、住民自身がつくっていくし、行政との協働でまちづくりを進めるという、私は基本的なものをこの基本条例の中に求めていきたいし、つくっていきたいと考えているところでございます。

議長(橋本憲治君) 5番、工藤君。

5番(工藤弘喜君) これだけやっていてもちょっと時間がなくなりますので、最後になりますけれども、いずれにしても本当にこの厳しい状況の中でどうするのかということでいけば、せめてこの基本条例を制定するこの過程そのものが、いわゆる町をどうするかという議論と同時並行しなければいけないし、もしかしたら、それ以上にその町をどうするかと先ほどから言っているようなその議論というのがやっぱり大切にしていただきたいと。そのためにも、ぜひやっぱり「希望」という言葉だと思うのです。その希望の持てるような、いわゆる地域づくりと言いますか、そういう目標、これをどうこの基本条例をつくる中でつくり上げていくのかということをぜひ追求してほしいなと。これは町長が追求しただけではなくて、町民がやっぱり一緒になって考えれるようなそういう仕組みというか、そのやる気、そういうものをどう引き出すかというところで、全力を尽くしていただきたいなというふうに思っております。

これについては答弁はいりませんので、次に移っていきたいと思います。

次の質問なのですが、国保税について若干質問させていただきます。

国保税について質問していきたいと思います。

今、所得が増えないのに住民税、あるいは年金、介護保険料等の負担が増え、中でも国保税の負担、いわゆるその負担軽減を求める声が多くあがっているというのが実態ではないでしょうか。この訓子府町にあっても、近年所得の格差が大きく広がって二極化してきているとの説明が先の5月8日の臨時議会の中でも、担当の課長から非常に詳しく説明があったところですが、いわゆる国保の加入世帯、おそらく1,350世帯前後かと思いますけども、その説明の中で所得ゼロの世帯が354世帯、所得が100万円までの世帯が259世帯、合わせて613世帯。また、100万円から200万円までの世帯が237世帯だった。そのような説明だったと思います。割合にしてみますと大よそでありますけれども、いわゆる所得ゼロから100万円までのその割合を見ただけでも、1,350世帯前後から割り出してみると45%、そのような数字になるということが現れているような、そういう状況になっています。

このように国保の特徴として、低所得者の方や、いわゆる不安定雇用の状況にある人たちの割合が高くなっているというのがこの国保の持っている特性といいますか、特に近年この傾向が強いということではないでしょうか。よって、このような状況にあるからこそ、この地域における住民の生活権、あるいは生存権とでも言いますか、そういうものの保障と言うか、そういうものを何とかしないといけない、そのことが強く今求められているのではないかと思います。

こういう観点から、この件について何点かにわたって町長の所見、お考えを伺いたいと 思います。

まず、1点目ですけれども、特に、低所得者に重い負担となっている国保税の引き下げを図っていただきたい。

あわせて、国保税の算定基礎額は、前年の所得から算出される仕組みでありますが、加入者によっては、当年の生活実態と合わない状況も十分考えられるので、それにふさわしい免除、あるいは軽減等が図れるような条例、あるいは規則の拡充ができないか、まずこの点についてお伺いをいたします。

次でありますけれども、2点目ですが、これまでも当町においては、極力資格証明書の発行はしない方針できたと理解はしています。これは非常に大変な努力ではあるとおもいますけれども、これまで同様、このような資格証明書は発行しないこと。あわせて、病気の人や子どものいる世帯、母子世帯等には保険証は何があっても直ちに交付すると、そういうことが非常に必要ではないかと思います。この点についても、お伺いをいたします。

次、3点目ですが、先の5月8日の臨時町議会の中で条例が可決されました。いわゆる町長給与の引き下げ、あるいは副町長を配置しないということが決まりました。そのことによって節減できた財源がこれらの負担軽減に回ってくるのではないかなというふうに期待していた町民も少なからずいたのではないかと。また、そういう声も聞いておりますがそういうふうに思います。なぜ、そうならなかったのか、先ほどからも色々とお話もありましたけれどもなぜならなかったのか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

また、次年度以降、これについてはどう考えているのか併せてお伺いをいたします。

次、国保に関する4点目でけれども、一般的に国保というのは、これは一般的ですけれども、「相互扶助」あるいは「助け合い制度」、さらには医療を受ける権利というものを「恩恵」というふうにとらえている面もないのかと思っております。しかし、国民健康保険というのは、全国で見ると5,000万人が加入している、本当に大きな公的な医療保険なのです。憲法第25条の生存権を具体化した国民皆保険制度の土台でもあると言っても、これは過言ではないと思うのです。国保法の第1条でも、その目的を「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」と明確にうたっています。従って、国民健康保険、これは社会保障制度なのだと、いわゆる相互扶助とか助け合いの制度ではないと、そういう認識を今再確認する必要があるのではないかというふうに思っておりますけれども、このことについて町長の所見を伺いたいと思います。

以上、この4点について、まずお伺いいたします。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 国民健康保険関係につきまして、4点の質問をいただきました。 私の記憶では、6月11日の日に私どものところに工藤議員と前議員の田中與士信氏が 参られまして、日本共産党訓子府支部の要望の際にも、この国民健康保険税の見直しに対 する要望をいただきました。非常に難しい。しかも、自分の町のことで申しますと、もう すでに6月末ですから今すぐという回答はできませんというお話をさせていただきました。

1点目の国保税の引き下げと、生活実態にあった免除・軽減が図られる条例への拡充ができないかというご質問でございますけれども、まず、国保税の引き下げにつきましては、本町の国保財政は医療費が10年前に比べて、およそ約1億8,400万円、すなわち6

1%の伸びを示している中で、国保財政の調整基金から毎年度約3,000万円の繰り入れを行っている状況でございまして、高額医療等々の状況が数人出てまいりますと、まさに国保会計は基金が枯渇するという状況が私どもの国保会計の状況であることは、議員ご存知のとおりでございます。

また、平成20年度から制度が導入されます後期高齢者医療制度に代表される医療制度 改革が、本町の国保財政にどの程度の影響があるかということも、この点では未知数のと ころでございますけれども、現状のまま収支が推移した場合は、2年ほどで基金が底を尽 くという状況でございます。

先の5月8日の臨時町議会におきまして、税と国庫負担についての運営を原則とする国保特別会計の健全化を図るための限度額の引き上げと、税負担の公平性と低所得者の負担軽減を図るための賦課割合の平準化を維持するため、均等割額の改正をご承認いただきましたけれども、こうした厳しい国保財政の状況を踏まえて、担当課及び関係課に対しましては一般会計からの繰り入れも視野に入れた対応の検討を指示したところでございます。

当然、国保の赤字が一般会計から繰り入れするということになりますと、他の社会保険や共済組合等の保険等の公平性の問題も当然出てまいりますので、なかなか即簡単にはいかないという状況もございますので、されとて国保会計が大変厳しいという状況は変わりありませんので、であれば国保会計を維持するためにどうするのかという協議と言うか、検討を指示しているところでございますので、これについても時間がかかる状況でございます。

このように、国保会計並びに町の財政におきましては、厳しい状況において、国保税の引き下げについては非常に難しい問題であるというふうに判断しているところでございます。

また、減免に関する条例拡充の考え方につきましては、町税条例における国保税の減免 規定は地方税法に基づくものでございますし、現行の規定内容によってその目的は十分果 たしているものと認識しておりますけれども、減免規定の適用につきましては、他の税と の整合性、あるいは税負担の公平性を保ちながら、今後も適正な取扱に配慮してまいりた いと考えてございます。

次に、2点目の資格証明書の交付に関してのご質問でございます。

本町は資格証明書、すなわち国民健康保険税の滞納者に対しての資格証明書、あるいは 短期の保険証の交付などに関する要綱を定めておりますけれども、庁内に設置した審査委 員会の審査に基づいて、対象世帯を決定しているところでございます。今後も議員からお 話がありましたように十分に内容に配慮しながら取り扱ってまいりたいというふうに考え ておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の副町長に係る人経費削減分の財源充当についてのご質問でございます。

今回提案しております補正予算では、民生費で、例えば後期高齢者医療制度に係わる国保会計への繰り出しをはじめとする電算システムの開発費等として、約3,400万円の一般財源が必要になったこととか、あるいは本年度においては財源不足を補てんするために、冒頭申しましたように、約2億7,500万円の繰り入れが必要な大変厳しい財政状況になっております。

私が73万円の給料を50万円に下げる、23万円を減額させていただきました。そし

て、当面副町長を置かないという条例を提案をさせていただいて、およそ1,400万円の年間の人件費を何とか厳しい財政状況を乗り切るためにがんばりたいと、職員も含めてがんばりたいと。あわせて、1年間に2,000万円のそういう確かに人件費の削減のことを提案してご理解をいただきました。しかし、そのことが国保会計の低所得者層に配分あるいは予算を投入するということにつきましては、全体の厳しい財政状況の中から非常に今の状況では難しい。まだ、私はスタートして2ヵ月経っておりませんので、その辺では福祉の予算の投入等も含めて慎重に、次年度以降の予算の作成の中でも検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、近年の国庫補助負担金の廃止縮小、一般財源化に伴い福祉予算の歳入が実質的に減少しているということでもございますし、介護関係の繰出金や補助金など、歳出が増加傾向にございます。新たな福祉施策にその財源を充てるというよりは、今申しましたように、当面は現状のサービスを維持していくための財源確保が大きな課題というのが現状でございます。

そうした中にありましても、真に必要な事業には最大限配慮しながら進めてまいりたい と考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

4点目の国民健康保険に対する認識についてのご質問でございます。

これは議員もご承知のとおり、国保制度は相互扶助の精神により市町村単位の被保険者を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度でございます。国保特別会計は、事業運営の健全性を保ち、また、事業運営を一般会計と区分して行うため、国民健康保険法において特別会計の設置を定め、市町村に義務付けているものでございますから、国民健康保険が果たす役割、そして、その目的をしっかり認識しながら、健全な運営に努めてまいりたいと考えておりますし、この制度が先の臨時議会でもご指摘がございましたように、本当に制度として小さな自治体が保険者としてなっている制度が本当にいいのか、道内では広域連合やいろんな中で担っていくということも出てきているようでございますので、あらためて、私どものまちのこの国民健康保険等に伴う状況についてのご理解を賜りたいと思います。

議長(橋本憲治君) 5番、工藤君。

5番(工藤弘喜君) いずれにしても、厳しい国保の関係でいけば、訓子府だけではないということはおっしゃるとおりでありますし、私自身もそのように思っております。

やはりその大きな要因というのが、今から23、4年前でしたか、いわゆる国がこの国保会計に対する国庫支出金を減らしてきたというところにいろんな制度の解約もしながら、例えば法定限度、いわゆる法定減額制度というのがありますけれども、そういったものに対する国も一定の割合を申していますけれども、本来元々は全額国がみていたという制度でもあったそうです。

それから、さらには事務費の問題、これは全部町がみていると、自治体がみるなんていう、そういうふうなお金も町が負担していると。そういうふうな状況があって、どんどんどんどんそのしわ寄せが地方と言うか、こういう自治体が担うことによって、もう一つ先ほどから出た医療費の増というものと相まって大変な状況というのはわかります。しかし、先ほど執行方針の中でも言われましたし、町長の方からも言われましたけれども、その健全な国保会計の運営をどうするかという問題と係わるのですけれども、町民にしてみたら

一体どれだけ負担をすればこれからいいのだろうという議論になってくるのだと思うのです。結局、国保会計が赤字になれば、それはみんなで負担しようということになったときに、青空天井と言うか、際限がないのではないかと。やっぱりそういう心配が付きまとうのではないかと思うのです。

例えば、私農家だから農家の人の話しかちょっとその部分では集めれなかったのですけれども、例えば今年度の税額、いわゆる国保税の算出、税額の通知がきました。その中で、例えば算定基礎額と言います、いわゆる所得割で計算した算定基礎割でいくと、その過程というのは免責で15町ぐらい、いわゆる畑作3品、スイートコーンも入れているから4品ぐらいつくっているのですけれども、家族6人でそれで算定基礎額と言いますか、いわゆる基準になる部分で所得が209万円なのです。その209万円の人がどれだけその介護納付分も含めて払っているかというと、40万9,000円です。

個々の世帯にしてみたら、健康保険だけではないのです。いわゆる、農家やっていますから農業者年金の掛け金も払っています。これが16万8,000円ほど払っていると。これは40代の人の家庭というか、経営なのですけれども、そして、国民年金で夫婦2人で32万5,600円払っていると。それだけで、あっという間にお金がいくのです。そこには子どもが高校生、中学生、中学生と3人の子どもがいて教育費にもかかると。やっぱりそういうことからして、まず1点現状を見ただけでも非常に辛いと。

それと、もう1つ心配しているのは、今年から品目横断、いわゆる我々が望んだわけでもないのに、農業の分野で品目横断政策がはじまります。これによる減収というのが、農協なんかでも言っていましたけれども、僕なんかも調べてみてそうなのですが、やはり1割近くの減収になるというのは明らかなのです。ましてや、訓子府町の平均収量をとってなければ、さらに増える仕組みがこの間発表されましたけれども、そういう数字が既存として出てきているのではないかと思います。

いわゆる、大変な地帯に住んで生活している、農家やっている人ほど収入がなくなると、 同じことがんばってみてもね。

そういう中にあって、所得減るは負担が増えるという予測の中でしか物事が解決しなくなると、やはりその希望と言うか、展望と言うか、非常に大きなことになりはしないかというふうに思うわけです。だからこそ、先ほどもちょっと前段で言いましたけれども、なぜ憲法の話をしたかというと、やはり今こそその憲法第25条、いわゆる生存権とか、そういうものを持ち出しながら、それをきちっとした根拠にしながら国に対してものを言わないと、やはり通用しないそういう時代になっているのではないかということだと思うのです。ぜひ、そういう点でも、なかなか大変だと思うのですけれども、踏ん張り時ではないかなというふうに思います。その辺について、ちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 新たに平成20年度4月から後期高齢者の医療がスタートします。 そのことによって、75歳以上の高齢者の負担もまた求められる。一定の平均収入があるものについては、当然さらには医療費の負担もあるということですから、今議員がおっしゃいましたように、非常に低所得者層にとどまらず、サラリーマンにとっても、あるいは高齢者にとっても、厳しい状況であるということはそのとおりでございます。 私自身も、この国保税の国保の制度上の問題もそうでございますけれども、例えば高齢者のシステム改修で今回3,000何百万円等の補正を出してございますけども、その国の制度によっても、自治体に負担を求めていくというのはいかがなものかと。

私は先の管内町村会においても、まだ新参者でございますけれども、そういう医療制度の制度改革という国があげる制度の改革においても、町村に一般会計から金の負担を強く求めてくるような制度というのはおかしいのではないのかということを大変はばかりながら町村会でも申し上げてきましたし、私はその点で申しますと一自治体に求めるというだけではなくて、国の福祉政策やそれらも連動しながら、私は6,000町民の代表として、その場において、ありとあらゆる場において制度改革や意見を申し上げて町民の声を反映していきたいというのが私の考え方でございます。

とは言いましても、非常に厳しい国保会計ございますから、先ほど言いましたように、一般会計からの繰り入れという単純な考え方ではなくて、何とか町民の負担をあまり求めないような、そういうことも含めた検討を指示しているところでございますので、また時間をいただきたいと思いますのでご理解賜りたいと思います。

議長(橋本憲治君) 5番、工藤君。

5番(工藤弘喜君) それでは、次の最後の質問になりますけれども、時間も14分ですから最後の質問に移りたいと思います。

訓子府高校に通学する町内の高校生に対するスクールバスの利用はできないのかということです。

それともう1点、今幼稚園も含めて給食センター利用してやっていますけれども、高校でも、非常にこれは難しい問題、相手が道立ということもありまして非常に難しい問題もあるかとは思うのですが、これについてできないかと、対応どうなのだろうかということがこの給食センターの関係についてたくさんの声があったということではないのですが、そういうお話もあったということでちょっと質問をさせていただきます。

スクールバスについては、非常に多くの方からの話もありました。それで、これは教育長にお伺いしたいのですが、教育行政執行方針でも言われていましたように、この訓子府高校の存続の問題になるのですが、いわゆる平成20年度から平成22年度までの3年間において、「公立高等学校適正配置計画」というものが道教委から発表されていると。このような状況下で、訓子府高校も非常に厳しいところに置かれているということです。本当に大変だと思います。

道教委のほうで出されている高校教育に関する指針の中でも、いわゆる1学年3学級以下の全日制高校と、すべての定時制の高校が統廃合の対象になっているという、そういう素案であったのですが出されております。

この近辺でいけば、置戸高校、訓子府高校、留辺蘂高校、津別高校、佐呂間高校、そして、美幌高校、美幌農業高校と。こういう高校がこの対象になって、非常にどこの町も高校をなくしてはいけないということで、がんばっておられるようなのですが、この点に関しまして、いわゆる訓子府高校存続のためにこの町もその振興会と言いますか、非常に予算も使いながらやっているということもわかりますと、親の人たちがありがたい話ですということも聞いています。そういうこともされていながら、さらにもしできるのであれば、各種支援策の一つとして、その町内から通学する生徒にスクールバスの利用が何とかでき

ないだろうかということがあげられているのです。これは、いわゆる地域全体で、町全体で、やっぱり訓子府高校はなくすわけにはいかないんだという、そういう合意がやっぱりできている町なんだなということもありましょうし、もう一つはそのいわゆる子どもたちに対するその利便性の問題、父兄も含めてなのですが、そういうことも合わせて検討できないだろうかということが1点です。

それともう1つが、いわゆる学校給食の関係なのですけれども、これは特色ある学校づくりという形で、先ほどの教育長の報告の中にも出ていましたけれども、様々な形で訓子府高校もやっています。その中の一つとして、いわゆる食育と言うか、そういう観点も大事にしている学校なのですよと。そういうことで、地場の農産物も使いながらやる学校給食と一体のものとして、何とかその高校でもできたらいいのではないかというような意見です。そういうことに関して、教育長にこの2点について所見を伺いたいと思っております。

議長(橋本憲治君) 教育長。

教育長(小野 茂君) ただいま「訓子府高校の通学生徒に対するスクールバスの利用 及び給食センターの利用について」、お尋ねのありましたことにつきましてお答えさせてい ただきます。

1点目の訓子府高校への各種支援策の一つとして、町内から通学する生徒のスクールバス利用に関してでございますが、スクールバスにつきましては、小中学校の統合及び遠距離から通学する児童生徒の通学条件の緩和を図ることを目的に導入したものであり、現在、北訓線、南訓線、緑丘線、中ノ沢線の4路線で運行し、訓子府小学校、訓子府中学校、それと訓子府幼稚園に通う小中学校生及び幼稚園5歳児が利用しています。

このような中で、来年度以降の訓子府高校入学生徒数を見込み、さらに町内の地域別の生徒数を見込むことは大変困難な状況にありますが、仮に本年度同様に推移したとして、中学生と同様の乗車基準で算定しますと、立ち席を含めた乗車定員ではゆとりがありますが、座席数で見ると路線の一部で不足するという問題があり、また、スクールバスの乗車にあたっては、安全の確保という観点から着席させることを徹底しており、安全運行面での問題があると言えます。仮に、補助席を付けるとした場合、試算では1台あたり10席設けることとして100万円以上の経費負担が生じる見込みであり、スクールバス乗車と進路決定との因果関係がはっきりなっていない現状の中では投資額が大きいものと言えます。また、町外に通学している高校生との均衡の問題、さらには児童生徒の通学路における安全確保の視点から、現行の乗車基準として設けられている距離要件を緩和してほしいとの声も一部にあることなどから、緊急性の高い訓子府高校の存続対策等も視野に入れながら様々な視点に立って問題を整理し、検討していかなければならないものと考えております。

2点目の特色ある学校づくり、食育推進の観点から学校給食実施の可否についてでございますが、学校給食法では全日制高校における学校給食の規定がなく、正式には学校給食として位置付けされていないところであります。このような中で、町が設置している共同調理場から道立高校に給食を提供するにあたっては、町主導ではなく、あくまでも生徒、保護者、学校側の意向により、検討を進めることが大前提であると考えております。また、仮に給食を提供するとした場合、食器・食缶、配膳用具、消毒保管庫、保温庫、冷蔵庫な

どの備品等の整備が必要であり、共同調理場の設置者である町にとって多額の経費負担が生じること、それから衛生管理及び調理作業負担の増に伴う調理体制の確保、また、学校側においても、2階・3階が普通教室となっており、昇降設備がない中で給食運搬方法をどうするか、さらに配膳室の確保など、様々な整理しなければならない問題があろうかと考えております。

いずれにいたしましても、スクールバスへの乗車並びに学校給食の提供につきましては、対応の緊急性が高い訓子府高校の存続・振興支援策として、大変貴重なご提言として受け止めておりますが、種々問題整理等をしなければならない点が数多くあることから、現在実施中の支援策とあわせて検討させていただき、今後議員の皆様と総体的な中で協議いただく場を設けさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) 5番、工藤君。

5番(工藤弘喜君) どうも、ありがとうございます。

いずれにしても、非常に厳しい問題と言うか、対応になるだろうなと。今の財政状況も含めて、それともう一つはやっぱり先ほども言われましたように、やはり給食の問題でもそうなのですが、当事者たちがこの運動を起こすと言うか、盛り上がりをつくるという部分が非常に大切になるのかなというのはわかります。

問題は、やっぱりそのときにそういうものが例えばそのいろんな場面で出てきたときに応えれるようなと言うか、そういう体制と言いますか、その検討というものもぜひしていただきたいということを述べまして、私の一般質問全部もう4分ありますけれども、これで終わりたいと思います。

どうも、ありがとうございます

議長(橋本憲治君) 5番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで10分間休憩をいたしたいと思います。午後3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分 再開 午後 3時22分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次は4番、河端芳惠君の発言を許します。

4番、河端芳惠君。

4番(河端芳惠君) 先ほど町長の町政執行方針の説明がありましたが、町長は先の選挙でいくつかの公約を掲げられていましたが、具体的な施策が示されておりませんでした。 財政が厳しいのは理解できますが、公約は町民に対する大切な約束ですので実現に向けて最大限の努力をする必要があると思います。

特に福祉行政については、これからの少子高齢化を見据えた取り組みをしなければならない大切な時期だと思うので、次の件について伺います。

わかりやすく簡潔に答弁していただきますようお願いいたします。

町の福祉行政について、1点目、子育て支援について、町長は平成20年度までに子育

て支援センターの開設を考えているようですが、具体的にはどのようなものなのか伺います。

子育てをしながら働く女性や母子、父子などのひとり親などでがんばっている方が増え ていますが、安心して働けるようにどのように支えるのか。

幼稚園・保育園・児童生活館などの学年末の春休みの対応について、どのように考えているのか。

子どもを取り巻く環境が変わり、子どもが事件に巻き込まれる事例が多くなっていますが、子どもの通学の安全確保のために、スクールバスの乗車基準を緩和できないだろうか。

2点目に、高齢者の支援について伺います。

高齢者世帯・独居高齢者が増えていますが、移動が困難な人のためにスクールバスを利用できないか。若がえり学級などの参加者にも、乗車基準を緩和できないか。また、バス路線の拡大はできないか伺います。

3点目、障がい者の支援について。

高齢化、病気、事故などで、障がいを持つ人が増えています。障がいを持つ人が、地域で安心して暮らせて社会参加できるように、どのように支援をしていくのか伺います。

障害者外出支援サービス事業は、具体的にどのような事業なのか伺います。

町長は先ほど町政執行方針の中で、地域やボランティアとの協働を訴えておりましたが、それにはボランティアの養成をし、ボランティアをしたいという人と必要としている人の調整を責任を持って図らなければならないと思います。ボランティアセンターの設置について、具体的にどのように考えているのか。

以上、福祉行政についてお伺いします。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 簡潔にという質問がございましたけれども、お許しをいただいて、最初に私の公約の出したのが今回の執行方針の中には述べられてないというご指摘もいただきました。これは、私は4年間の任期で、今48分の2弱でございますので、掲げたマニフェストや政策については、誠実にこの4年間のうちで検討をし、政策を掲げてまいりますし、福祉の政策は一朝一夕にして「即やります」、あるいは「こうします」ということを言えないところが福祉の難しさでございますので、議員のお気持ちを十分踏まえながら、私はこれからの4年間、福祉を重要施策としていく姿勢を貫いてまいりますことをご理解いただきたい。ここを冒頭から申し上げて、答弁を簡潔にさせていただきたいと思います。

まず、1点目の子育て支援でございます。

女性が子育てをしながら安心して働くことができる環境を整えるということは、大変大事なことでございますし、児童生活館などによる放課後対策や、あるいは幼稚園、保育園、さらには未就園児に対する対応など、幅の広い支援が必要だと考えております。特に未就園児に対しましては、今年度から有償ボランティアによる一時預かりなどの事業を実施しているところでございますけれども、働く女性を支えるにはまだまだ十分とは言えない状況にございます。

町政執行方針の中でも申し上げましたように、「子育て支援センター」の設置を検討する。 私は担当課に、平成20年開設を支持しているところでございます。北海道や国の補助を 含めて3パターンがあるということでございますけども、私は可能であれば児童生徒も包 含したような子育て支援が必要だけれども、当面、今私どもの子育て支援が急がなければならないことは何なのかということを十分に検討し、その案を内部協議するように指示しているところでございます。

従来から実施しております放課後対策や幼稚園、保育園の一層の充実を図りながらも、 女性が子育てをしながら安心して働くことができる環境を今後も整えてまいりたいと考え ております。

幼稚園・保育園・児童生活館の春休みの対応につきましては、幼稚園・保育園は父母の自主運営により受け入れを行っております。

児童生活館につきましては、4月1日以降の春休み期間中は入所式の準備等の関係から休館としておりますけれども、開設要望もあることからこの期間中の開設を前向きに検討するように、この点も町長就任のときにヒアリングの中で指示しているところでございます。

スクールバスの乗降基準の緩和についてでありますが、スクールバスは統合地区及び遠距離の児童生徒を対象に運行していることはご存知のとおりでございます。その乗降基準につきましては、児童生徒数の減少や安全確保などの面から数度にわたり緩和を図ってきた経過がございます。平成13年度から現在の乗車基準の幼稚園児、5歳児のみですけれども、小学生が2.5km以上、中学生が4km以上として、国の補助基準の小学生4km・中学生6kmより大幅に緩和して、現在に至っている状況でございます。

また、スクールバスの運行状況は、4路線の運行で乗車をさせておりますし、乗車定員につきましては余裕があるものの、座席数に対しては3路線が数席しか空いていないという状況でもありますから、さらに今後、児童生徒の乗車人数の推移を見ましても、座席数に余裕のない路線も見込まれるのが実態でございますので、議員ご指摘のように、乗車基準の緩和により、子どもの通学の安全確保を図るということは、有効な手段であることは認識しつつも、このような乗車状況の中での乗車基準の緩和は、安全運行の面、安全確保が図られる距離の問題や居武士小学校への対応など、さらには、緊急性の高い訓子府高校存続関連での、先ほども一般質問でございましたけれども、検討等の課題も多々ありまして、当面は現状の乗車基準で運行してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の高齢者支援についてのお尋ねでございます。

移動が困難な人のために、スクールバスの目的外利用として「医療バス運行基準」を定め、児童生徒の下校便を利用したお年寄りの通院手段を図っているところではありますが、これはあくまでもスクールバスの目的内利用でありまして、バス路線は児童生徒の送迎を基本とするのが考えでございますので、拡大は非常に難しいという認識をしているところでございます。

さらに、3点目の障がい者支援でございますけれども、障がいを持つ人が地域で安心して暮らせて、社会参加できるようにしていくための支援策としましては、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス、あるいは地域生活支援事業を充実させるということが重要であるというふうに考えてございます。

特に、地域生活支援事業につきましては、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することとされておりますので、これらは本町の実態にあった事業を展開していくことができるものと考えておりますし、具体的には、

昨年度作成させいていただきました「障害者計画」や「障害福祉計画」に基づきまして、 相談支援事業や日中一時支援事業などの一層の充実を図ってまいります。

障害者外出支援サービス事業の具体的な内容につきまして、自ら歩行することが困難な車椅子を利用する障がい者の方が、社会参加等のため移動を必要とする場合において、当面町が所有している身体障害者移送車を利用して、ガソリン代実費相当額を負担いただき送迎を行うという考えでおります。事業は、社会福祉協議会に委託して行いますけれども、町や福祉団体が主催する事業への参加や福祉施設への入退所、行事などの参加等々含めて、今年度は80回程度の利用を見込んでおります。今、議会でお認めをいただきましたら、8月からすぐにスタートをさせていただきたいというふうに考えてございます。

ボランティアセンターの設置につきましては、子どもやお年寄り、障がいのある方などを地域で支えていくためには、ボランティアによる支援が欠かせないものと考えております。地域福祉の中核となる社会福祉協議会などとの連携によって、早急にこのことにつきましてはこれから検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 4番、河端君。

4番(河端芳惠君) 子育て支援センターのことは、これから具体的に考えてくださる ということなので、子育てはお腹にいるときから成人するまで、幅広く考えていただきた いと思いますのでよろしくお願いします。

それから、児童生活館の春休みのことですが、今年はどうしても必要だということで親が自主運営で運営していましたが、やはり子どもが学校を休みになっても、親は仕事に行かなければいけない。特に春先は屋根の落雪だとか、不審者もおりますし、いろんなことがありますので、子どもの安全を守るという観点から、しっかり子どもを見守るという姿勢が必要だと思いますのでよろしくお願いいたします。

スクールバスの件につきましては、今伺ってわかりました。今、実際に高齢者で今まで車で移動していたが高齢により車に乗れなくなった。また、地域で同居している人が亡くなったり、そういうことで街に出る足がないという方がかなりいます。そういう方たちをどのようにして足を確保するかということは、これから地域で安心して暮らせるための大きな課題だと思いますので、十分検討されますようにお願いいたします。

ボランティアセンターの件ですが、やはりボランティアを養成するということは、とても大事なことだと思います。今あるボランティアで対応はとてもできないと思いますし、ボランティアをしたいが今自分は具体的にどうしたらいいのか、自分はこういうことができるけど、そういうことをまとめて必要とされる方とできる方との調整を図るボランティアセンターがきちんとした機能を持って、連絡調整を図るコーディネーター的なことができれば安心してボランティアも増えると思いますので、養成とボランティアセンターの設置につきましてはよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) ただいま議員から4点の再質問をいただきました。

1点目でございます。子育てについては、お腹の中にいるときから成人教育まで幅広くとらえていただきたいと。私たちの町の福祉行政は、社会教育行政との連携を伝統的に持ってございますので、その点で言いますと学校教育でいう幼稚園、福祉行政でいう保育園

を含めたこの子育て支援センター、あるいは子育てについては、幅広く関係機関との連携の中で議員のおっしゃるとおり進めてまいりたいというふうに考えておりますので、この点についてはご理解をいただきたい。

それから 2 点目は、どうしても児童生活館が必要だという子どもがおられる。例えば親戚がいない、預けるところがないという子どもたちを児童生活館の学童を何とかその春休み期間中をできないかということでございますので、これらについても今福祉保健課のほうで検討中でございますので、これらを踏まえさらに継続して、皆さんの不安をなくするような対応をしてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

スクールバスで、例えば福祉バス的な考え方を持って足を確保するということは、私は 町長になる前の選挙の中で、今の高齢者の福祉問題の優先的な課題は、足の確保だという お話をさせていただきました。しかし、そのことが可能な限り医療バス等でスクールバス の路線の中に入っていただけるという方と、そうではないスクールバスには行けない方や 様々な足の移動は道路交通法の規定に基づく白ナンバーか何ナンバーかということも含め たかなり広い検討がスクールバスというよりは必要なことなのではないのかと。当面、今 提案させていただきましたように、車椅子の方の町内の移動からはじめさせていただきた いというのが私の最初のこの移動の問題では政策実現の一歩でございますので、引き続き 努力をさせていただきたいと思います。さらに、ボランティアにつきましては、具体的に はこれからでございます。今、社会福祉協議会やいろんな自主的なボランティアグループ が様々な活発な活動をしてございます。私はこれも社会福祉協議会等も連携しながら、養 成と子どもたちの教育に含めてボランティアの意識形成をこれから必要だというふうに理 解してございますので、この点につきましても、議員も様々な福祉活動で私どもにいろん なご意見をいただいている立場でございますので、あらためて、またこのボランティアセ ンターの設置等につきましても、いろいろなご意見を賜りたいというふうに考えておりま すので、またお力添えを賜りたいと思います。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) 本日は時間が経過しておりますので、皆さんに申し上げたいと思います。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

それでは引き続き。

4番、河端議員、お願いいたします。

4番(河端芳惠君) 今、足の確保のことで答弁いただきましたが、バス路線の拡大ということで言いましたら、例えば末広から北見に行くバスがあります。それを穂波団地の発着何便か、そういうことはできないのかということも含めて、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 議員の思いは十分に理解することができます。

町民の感情として、末広に回っているバスが東幸町のほう回っていって来れないか、ところが実はこの路線変更については北海道や国の許可がいりますし、走っている沿線自治体の負担の問題も出てきますので非常に難しい問題があるというふうに私自身はまだ正式にちょっと今日資料持っておりませんけども、そういう認識をしておりますので、よほど

難しいという回答をせざるを得ない状況でございます。

議長(橋本憲治君) 4番、河端君。

4番(河端芳惠君) 次の質問に移ります。

交通安全対策についてですが、近年、町内でも交通事故が多発しておりまして、町民の 安全を守るためにも対策が急がれております。

銀河線踏切跡地の段差解消工事については、この度予算化されておりますが、次のこと を具体的に伺います。

ふるさと銀河線の清算方法が、正式に決定されていない中、今着工しても問題がないのでしょうか。

線路との段差解消について、どのように考えているのか。これは地域住民との連絡、声を聞いているのか。特に、町道相内線と南12線との交差点は事故が多いが、段差解消で事故が少なくできるのか。また、信号機・横断歩道の設置・速度制限などの対策は必要ないのか。

その他、町内危険箇所の把握と対策はどのようになっているのか。

以上、伺います。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 交通安全対策について、ご質問をいただきました。

質問書の中には、ふるさと銀河線との関わりのご質問、冒頭いただきましたけど、通告書にはなかったのですけども、私どもが今踏切等の事業を進めるにあたっては、会社と協議をしながら進めておりますし、契約が済んだ段階で工事が実際にははじまるということになりますので、問題ないというふうにとらえておりますのでご理解をいただきたいと思います。

なお、私の考え方がちょっともし状況と違っておりましたら担当の企画財政課長から答 弁させますのでご理解をいただきたいと思います。

ただいま交通安全について、4点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の線路との段差について、どのように考えているのかということでございます。

昨年の4月にふるさと銀河線の運行が廃止となりまして、踏み切りの撤去工事後は、特に危険と思われる西17号線、西21号線、相内線の各踏切に「視界悪し注意」、あるいは「スリップ注意」などの注意喚起を促す標識を設置して、交通安全対策に努めているところでございます。

しかし、日出の西17号線と市街地の相内線につきましては、視界が悪くて交差点が大変近いということで危険な状況でございます。また、西21号線については、道道北見置戸線との交差点が急勾配になっておりますので、特に冬期間のスリップ事故等が大変懸念されている状況でございます。

この対策として、相内線につきましては、踏切箇所で1.4km 程度切り下げ、東町北2条線から南12線までの約120mの道路工事を予定し、西17号線につきましては、踏切箇所で75cmほど切り下げて、それから日出駅前線から南11線までの約81mの道路工事を予定してございます。また、西21号線につきましては、道道交差点の段差解消として40mの道路工事を予定して、本定例議会に提案しておりますのでご理解を賜りた

いと思います。

2点目の地域住民の声を聞いているのかということにつきましては、町といたしても、 議会や地域から危険性について強い指摘があるのは十分理解をしておりますし、今回の踏 切跡地改良舗装工事につきましては、昨年度から起債事業による準備を進めていたところ でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目にお尋ねのありました町道相内線・南12線交差点における安全対策についてお答えさせていただきます。

踏切跡地の段差解消工事によりまして、見通し距離が伸びるために、確実に交通安全につながるものと考えております。昨年、スピードダウンの標識を交差点付近の2ヵ所に設置しましたほか、6月20日には体感的に交差点の存在を運転者に知らせるゼブララインを南12線両側に設置させていただきました。

今後は、町道相内線において、道道北見置戸線交差点から町民の森地先までの区間の速度規制が必要と考えておりますので、交差点の3灯式信号機の設置とともに公安委員会に要請してまいります。

4点目の町内危険箇所に係わる対策についてでございます。

これは、近年町内の交通事故には傾向が認められ、そのためにより重大事故につながっていると認識いたしております。

事故の発生場所及び状況を見ますと、道道北見置戸線と道道北見白糠線に囲まれた地域で多く発生し、事故の形態は出会い頭がほとんどを占めています。北見市に隣接し碁盤状に整備された道路網を持つこの地域は、バイパス的な利用ともに交通量が増加して、いわゆる十勝型の重大事故がわが町でも発生しだしたものと思われます。この地域において、平成16年から3年間で悲惨な3件の死亡事故が発生し4名の尊い命が失われました。

昨年、これらの事故の傾向を示した「交通事故危険箇所図」を作成し、町民大会や広報 誌を通じて全戸に配付し注意を呼びかけてきましたけども、引き続きわかりやすい啓発資 料の配布に向けて現在検討中でございます。

今後も交通事故をなくするために、関係機関への要請をはじめ、交通安全諸団体と連携して、現場における安全対策や啓発活動を地道に継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長(橋本憲治君) 4番、河端君。

4番(河端芳惠君) 特に、町道相内線と南12線は事故が多いところですので、また小学生、子どもたちや高齢者の方もあの交差点を横断されることが多いので、早急に安全対策をお願いしたいと思います。

先ほど町長が言われたように、訓子府で重大事故が起きているのは十勝型事故が多いです。 農道が整備され、どちらが優先になっているのかわからないような、そういう中で起きる事故は重大事故につながりますので、危険箇所を把握して注意を呼びかけるなど、具体的が対策をお願いしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 総務課長。

総務課長(山田日出夫君) 今、2点の再質問をいただきました。

相内線と南12線の交差点は、最近も交通事故がありまして、非常に危険な場所だと私 ども認識しております。特に、柏丘のほうから降りてきますと、町民の森あたりからS字 カーブになってございまして、カーブが終わるとすぐ交差点があるということで、非常に 危険な箇所であります。

それで、信号機が今1棟式が付いておりますけども、従前より公安委員会に3棟式の信号機を付けていただくようにお願いをしておりますけども、なかなか予算の関係でままならないようでありますけども、今の区間の交通規制の速度制限の規制の必要性も含めて粘り強く要請を続けてまいりたいと思います。

それと、危険箇所の把握と対策についてでございますけども、昨年、非常に重大な十勝型の事故が続発しまして、大変な状況だなという認識のもとに事故の状況を5分の1の地図に落としてみました。そうしますと、先ほど言いましたいわゆる地域で言うと柏丘、福野方面です。あの地域での交差点での事故が非常に多いということが、あらためて浮き彫りになってきました。議員もご指摘のように、どちらが優先道路か運転していてもわかりにくいという状況で気付いたときには目の前に相手の車が来ているというのが十勝型事故の悲惨な結果を招く状況だと思います。引き続き、この箇所が危険な状態であるということをもう少し掘り下げたわかりやすい資料をつくりまして、周知するとともに、交差点における注意を喚起する標識等の整備も全町的に今年1年かけてやることにしておりますので、そういった全体の中で対策を積み重ねていかなければならないと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 4番、河端君。

4番(河端芳惠君) 誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、これからいろいる各課で検討しながら町政執行されますようお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長(橋本憲治君) 4番、河端芳惠君の質問が終わりました。

次に2番、西山由美子君の発言を許します。

2番、西山由美子君。

2番(西山由美子君) 質問いたします。

まずはじめに、保護者の就労実態に即した保育園の保育時間の延長について、お伺いします。

町長の町政執行方針と教育委員会の教育行政執行方針にも検討すると示されている保育 園の保育時間の延長についてですが、働きながら子育てをしている保護者にとって、大切 な子どもを預ける保育園はならなくてはならない存在です。保育園や保育士との強い信頼 関係が築かれてこそ、安心して仕事にも就けるわけです。

訓子府町の保育時間の現状は、午前8時から午後4時までで、平成13年度より午後4時から午後6時までの延長保育がなされるようになりました。農家の方には、農繁期のみ午前7時30分始まりの対応をしていますが、一般職の方でも職場が町外の場合や午前8時始まりの場合、現在の保育時間では間に合わないとの声が多く聞かれます。同じ町民として職種に関係なく、保護者の要望に応じた保育時間の延長を認めてもらえるよう今後の具体的な方針について教育長に伺います。

議長(橋本憲治君) 教育長。

教育長(小野 茂君)

ただいま、保護者の就労の実態に合わせた保育園の保育時間の延長について、お尋ねを

いただきましたのでお答えさせていただきます。

現在の保育園の保育時間につきましては、登園は原則午前8時からとし、勤務時間が午前8時からなど、特別な事情のある方につきましては午前7時50分から、さらに農繁期の5月と9月は午前7時30分からお預かりをしているところであります。また、降園につきましては午後4時まででとし、午後4時から午後6時までを延長保育としてお預かりをしているところでございます。

しかし、ご指摘のように、近年、共働きやひとり親などの就労が増加していることなどから、先の教育行政執行方針でも述べさせていただきましたように、就労しやすい環境づくりのために、保護者の就労実態の把握や意向調査等を実施しながら、その結果等を踏まえて、幼稚園も含めた保育時間の延長等について、前向きに検討してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長(橋本憲治君) 2番、西山君。

2番(西山由美子君) 訓子府町における次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から10年間の計画で制定されています。その策定にあたって、平成15年12月に就学前の児童や小学生の保護者に対してニーズ調査を実施しております。その中でも、保育サービス利用希望者103名中、午前8時前保育希望者が22名、終了午後6時以降希望者が11名おりました。このアンケート調査による結果に応じたその後の対応はなぜなされていないのかお伺いします。

議長(橋本憲治君) 管理課長。

管理課長(平塚晴康君) 今、ご質問いただきました次世代計画との関係でございますけども、現在、私どもで把握している部分については、例えば町外という部分では数名に勤務している分はありますけども、それと保育園につきましては、そのときそのときで年齢成長することによって保育園の希望も変わってくるということもあります。

そういったことで、平成15年にニーズ調査ということになりますと、今現在4年ほど 経過しているということもございまして、その実態も若干変わってきているということも ございます。

また、実際保育士等に保護者からの要望等についても確認をしておりますけども、保護者からは例えば午前7時半、それから降園についても午後6時半だとか、午後7時だとかという要望も上がって来ていないのが実態でございます。

そういうことで先ほど申し上げましたように、細かい実態調査をしていかなければ、なかなかこの意向は把握できないのかなというふうに考えております。そういったことで、当時の部分について、対応としては変わっておりませんけども、今言ったようなそのときそのときの状況も変わるということで、ご理解をいただければというふうに思っております。

議長(橋本憲治君) 2番、西山君。

2番(西山由美子君) 保育士の方に声が上がっていないと言われましたが、実情では お母さんたちのいろんな雑談の中では本当にギリギリセーフで、決まりなのでお母さん方 も必死の努力なさっていると思うのですけれども、ギリギリの状態で送り迎えをなされて いると。そういう不満の声は多々あがっておりますので、私は思いますには、今年々訓子 府町の人口は減少気味です。それで将来的に訓子府の人口を増やして、子どもの数を増や すためには、やはり町外から町内への定住者を促進していくというのが重要と思います。 そのためにも、まず「子育てに優しい訓子府町」、そして、「子育てが楽しくなるような訓 子府町」「子育てのことなら訓子府町におまかせください」と言うぐらいの前向きなキャッ チフレーズや具体的な施策が必要だと思います。なぜかと言いますと、訓子府町は北見市 が隣接しておりますので、同じような希望の町村はたぶん訓子府町と同じような保育時間 で行われているのは私も調査でわかりましたけれども、北見市と隣接しているというこの 条件を踏まえますと、訓子府町にぜひ移り住みたいという若い世代の方たちが必ずおられ ると思うのです。ただ、北見市から訓子府町に移り住む場合は、当然ながら仕事は北見に 通わなくてはいけないと。

北見市の場合は、ほとんどが午前7時半から終わりが午後7時まで延長保育をなされています。ですから、ほかの町村でしていなくても、訓子府町は「ここまで子育てに支援するよ」という強い姿勢を見せれば、必ずや若い世代、若いというのは限られておりませんけれども、訓子府町への定住を望む方が増えてくるのではないかと、そういう希望を抱いているのです。

訓子府町は自然環境も素晴らしいですし、教育の町、訓子府町としては名高いです。「本当に訓子府町は教育に関してとても熱心だよね」という声が聞かれます。ですから、せっかくそこまで今まで培ってきた訓子府町の良いところをもっと幅広く対策として、万全な対策を取っていれば、そういう定住促進に必ずやつながるのではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

議長(橋本憲治君) 教育長。

教育長(小野 茂君) ただいま、西山議員からこの就学前の子どもたちのその環境整備をすることによって、定住促進対策にも結びついてくるのではないかというふうな前向きなご意見をいただきましたが、それも一つの考えられることかなと感じているところでございます。いずれにしましても、この厳しい諸情勢の中でどのぐらいの希望があるのか、その年度年度によって、またある程度弾力的に考えて行くということもある面では必要ではないのかなと。こうやっていざ開けてみたら利用者が1人か2人というふうなことでは、そのようにはなかなか投資効果的に考えましても、なかなかそういう格好にはふん切れないのではないのかなと思っておりますので、先ほども申し上げましたように、お働きになっている保護者の就労実態の把握や意向調査等を十分実施させていただきながら、前向きにその環境整備につきまして考えていきたいなと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長(橋本憲治君) 2番、西山君。

2番(西山由美子君) そのとおりだと思いますので、子育てというのは先ほど河端議員がおっしゃいましたように、お腹の中で育んでいるときから子育てがはじまるわけで、今お腹の中に赤ちゃんがいるお母さんが今度就労に就くときに不安な状況にならないように、北見市の施設の保育園を探しあてるようなことにならないように、「多少少人数でも訓子府はここまでちゃんと支援しますよ」という、そういう前向きな姿勢でこれから対応していってほしいなと切に願います。

では、次の質問に移ります。

子どもを取り巻く環境への安全対策についてですが、2つ伺いたいと思います。

まず1つは、各地域の公園内の遊具の安全面への整備・点検についてですが、学校、幼稚園、保育園、また各公園内にある様々な遊具の安全性の点検が、定期的にきちんと行われているのかどうか。

そして、不備な箇所が見つかった場合の修理、整備がなされて、報告されているのかどうか。これは今全国的にも、遊具による小さな子どもさんたちの痛ましい事故が起きておりますので、訓子府においてはどういう状況になっているのか伺いたいと思います。

もう1つは、幼稚園、保育園の車両出入口に看板が立っているのですが、私は毎朝孫を幼稚園と保育園に送り届けているので、毎朝「この看板は一体何の看板なんだろう」と。ほとんど9割方錆び付いていまして放置されていますが、同様の看板がほかの町内会にもあるということがわかりまして、これは交通安全の啓発のものということがわかりましたのが、毎日行き交う安全を守るべき場所にありますので、早急に対処してほしいということと、今後予定などを伺いたいと思います。町長に伺います。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) ただいま、子どもを取り巻く環境の安全対策のご質問をいただきました。

その前に、先ほど保育時間の延長に関係して質問がございまして、教育長から答弁をさせていただきました。

ご存知のとおり保育は、教育行政の委任を行い、幼保一元化の中で進めていることでございますから、教育長の答弁したとおりでございますけれども、私自身は町政の執行者として政策を掲げてございます。

それは、保育者や子どもの発達の状況にとって、保育時間を延長するかがどうかがいい のかどうかということが1点。

さらには、親や保育者の意見を十分聞きながら保育時間の延長を検討してまいりますという、私は政策を掲げてございますので、今教育長が答弁しましたように、できるだけ保育者とも相談したり、あるいは保護者とも親とも相談しながら実態の調査を踏まえて、必要なときには必要な措置を、保育時間の延長を具体的なこととして提案するということも私自身は視野に入れておりますので、教育委員会も積極的な取り組みをぜひご期待いただきたいと思います。

ただいま、子どもを取り巻く環境への安全対策について、2点のお尋ねがございました。 1点目でお尋ねのありました遊具の安全面の整備、点検についてのお答えをさせていた だきます。

遊具は、子どもたちが直接触れて利用するものでございますし、ご指摘のように、安全管理には細心の注意を払っていかなければならないものと認識しているところでございます。

はじめに、各学校・幼稚園・保育園の遊具につきましては、毎年5月に専門業者による 点検を実施しております。その結果に基づき、修理等を行っているところでありますけれ ども、毎月教職員などによって定期的な点検を行うなど、安全管理に努めているところで ございます。

次に、町内にはレクリエーション公園、銀河公園、穂波仲通線緑地、あけぼの・あさひ 野団地、穂波・幸栄・末広・日出団地と9ヵ所と、さらには西幸町及び若富町いずみ児童 公園の2ヵ所を合わせまして、計11ヵ所に遊具を設置しております。

これまでの点検につきましては、平成17年度に専門業者による遊具点検を実施し、日常点検につきましては、職員が毎月1回ないし2回、各公園の巡視の際に遊具の点検を行い、目視、目で見る、触検、触ってみる等の点検を実施しているところでございますし、異常を発見した場合は、直ちに修繕または危険なものは撤去することで対応いたしております。

これからも、子どもたちが安心して遊ぶことができる公園施設の維持や管理に努めてまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目でございます。老朽化した交通安全標識についてでございますけれども、 議員ご指摘のとおり、幼稚園・保育所付近の町道に昭和50年代、今からもう30年近く になるのでしょうか、設置した交通安全標識が老朽化したままになってございます。交通 安全を呼びかける本来の機能が十分に発揮できていませんので、この点につきましては早 急に対応させていただきます。

また本年度、交通事故を減らすため町内における交通事故及び危険箇所などの分析などを行いますけれども、その中で交通標識の点検や交通安全の啓発、さらには状況によっては遊具を撤去するなどということも含めて、全町的な対応を進めますのでご理解を賜りたいと思います。

議長(橋本憲治君) 2番、西山君。

2番(西山由美子君) 実は、私がこの問題を一般質問しようと思ったのは、本当に通告書を出す直前だったのです。

ある若いお母さんからご指摘がありまして、若富町のいずみ公園、あそこがとても危険だと。そういうことで、私早速行ってまいりました。あそこの公園はたぶん町内では一番古いのではないかと思われます。遊具を見ていたら、もうほとんど木製ですし、木製の遊具が色も古くなって金具も緩んでいますし、子どもたち、大人でも歩きますとギシギシときしむ音がします。一番怖かったのは、目に一番飛び込んできたのが、象の子どもが乗るものなのか、置物があるのですが、その象の鼻が10cmばかりもう石膏の部分が壊れていまして、鉄の棒が飛び出ているのです。

去年、私も孫を連れて遊びに行ったときに、真夏だったものですから水を出して遊んできましたら、そこの排水溝が泥と草で詰まってもうすぐ溢れてしまうのです。こういう公園というのは一体、そういう整備点検がされているのかなと。すごいそのときに疑問を思ったのですが、あそこの公園は恐竜公園として、保育園の子どもたちも散歩がてら遊びに行きますし、あの恐竜が子どもたちにとってはとっても楽しいシンボルで慕われています。だから、私がこんな質問することによって、この恐竜公園がなくなってしまうのはとっても悲しいことなので、早急に危険箇所についての整備点検、修理を行うか、もし継続的にあの公園が使用不可能でしたら、せめて恐竜だけでも生かしてほしいなと思っています。

あと、さきほどの幼稚園と保育園の間の看板についてですが、たかが看板ですが、実は2、3日前にあそこが新しい看板に変わっているのを見つけました。早急な対応でとても嬉しかったのですが、昭和50年代に設置されたと今町長からお伺いしまして、たぶんあの錆び付いたのはいつ頃かなと。たぶん1年やそこらではないのではないかと思われます。それで、なぜこんなに早く対応できるなら、もっともっと早くに対応できなかったのか。

そして、たかが看板なのですが、あそこは裏通りと言いますか、お寺側からしか入れないのですけれども、住宅と住宅の間に保育園と幼稚園がありまして、保育園と幼稚園の校舎が見えないのです。だから、そこから保育園・幼稚園の送り迎えの車がいつ飛び出してくるかわからないので、あそこには絶対に看板は必要です。ですから、毎日職員の方があそこを通って気付かないわけはないのではないかと。たぶん何回も指示されているのではないかと思われます。

私も、議員になってから5月にいろいろ町を見まわしましたところ、初仕事だと思ってそのことを町民課にお尋ねに行きました。町民では、「それは現場によって対応が違うので、幼稚園のほうに行ってください」ということで、幼稚園には行きませんでしたが、それが最後には総務課の交通防災係だということがあとでわかりました。町民の忠告を、それをたらい回しにするということ事態も、とても不思議でしたし、やっぱり町職員の方が常にいるんな安全面については、町民よりももっともっと目を向けていなければいけないのではないかとそう考えますので、その辺のところをもう一度町長にお伺いします。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 議員ご指摘の若富町いずみ公園だと思います。かつて、私自身も担当したことがございますので、これはもしそういう状況であれば早速確認をして、安全の配慮と恐竜公園で親しまれている公園の正常な形をできるだけ努力をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

さらに、幼稚園の看板等につきましては、聞きますと今年度中に見直しをしようという 矢先の中でのことだったようでございます。

しかし、今議員ご指摘のように、ある意味では町民課から総務課とかということがあって非常に不審に感じたと。これは、本来的にはあってはならないことでございますので、町の責任者として、私が今後このようなことがないように私自身の至らぬところでございますので、あらためてお詫びを申し上げて、今後また職員共々努力してまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長(橋本憲治君)

2番(西山由美子君) 幼稚園のことも、それから子どもの環境への安全対策についても、この訓子府町がもっとより良い住みやすい町になるための大切な施策ですので、どうぞ職員の皆様とともに、この町のことをもっともっと深く考えてこれからも私たちも接していきたいと思います。

今日の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長(橋本憲治君) 2番、西山由美子君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。 明日は午前10時からです。 ご苦労様でした。

散会 午後 4時23分